

ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける難民の帰還とその実態 — 「マイノリティの帰還」を中心に—

材 木 和 雄

広島大学大学院総合科学研究科

The Dynamics and Sustainability of Minority Return in Bosnia and Herzegovina after the Ethnic War 1992-1995

Kazuo ZAIKI

Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

Abstract

In Bosnia and Herzegovina (BiH), out of an estimated 2.2 million persons who were forcibly displaced during the 1992-1995 war, more than one million refugees and internally displaced persons (IDPs) have exercised their right to return to their place of origin since the signing of the Dayton Peace Agreement in 1995. Nearly half of the returns were “minority returnees” who returned to the territory controlled by one of the other ethnic groups. Thanks to the fulfillment of minority returns, one can conclude that the effect of ethnic cleansing which was used as the strategy in pursuit of ethnically purified state-building during the war has been to certain extent reversed, and BiH has succeeded in regaining multiethnic character of society to that extent.

However, the actual return to place of origin, particularly the number of minority return may be considerably less than statistical number. According to the briefing note of UNHCR in 2007, many returnees did not stay in their place of return permanently, due primarily to lack of economic opportunities there. Those who have returned permanently tend to be older and in rural areas where they depend upon agriculture. Many young IDPs have remained in their place of displacement seeking better socio-economic opportunities that are scarcer in their communities of origin. They are remaining in and moving to areas where they can live amongst their own ethnic group. These statements coincide with other research findings including those of mine.

Recognizing the above trend as a whole, this paper argues based on the field research results that more attention should be paid to two problems. One is that minority return has not ended yet in some areas, although major returns already ended until the middle of 2000's. For example, there are thousands of Serb refugees from Mostar who currently live in Nevesinje in Republika of Srpska. They have been applying for reconstruction of their destroyed property for many years. Almost all of these IDPs actually wish to return to their place of origin. They truly

seek support to reconstruct houses to live, not to sell or use as a second home. According to my analysis, main reason lies in better living conditions that are provided in Mostar, the capital town of Herzegovina region.

Another problem is that there are minority people who did not leave their place of origin during the war or who returned relatively early after the war. So far they have been trying hard at life to survive. But their continued existence is now in danger, because of lasting discrimination against minorities. This paper illustrated their situation by showing survey results in Banja Luka, the capital city of Republika Srpska. It argues that the international society should pay more attention to their problems, if they incline to reverse ethnic cleansing and rebuild a peaceful multiethnic society in BiH. Because it is the existence of these minority people that have been putting the brakes on the growing trend of ethnic purifying of the country after the war.



1 はじめに

ボスニア・ヘルツェゴヴィナはかつて多民族が共存・共生する模範的な地域であった。しかし、1990年代初め、ユーゴスラヴィア連邦が解体する過程で主要民族の間で相互に政治的な不信が発生し、内戦に発展した。この戦争では各民族は単に国内の統治権を確立することだけでなく、民族的に同質的な領土を形成し拡大するために戦った。そのため、各民族勢力は程度に差はあるが相互に民族浄化 (ethnic cleansing) を実行し、その支配地域から他民族の住民を追い出そうとした。通常の戦争では住民が居住地を離れるのは戦火を逃れるためであり、その意味では避難民(Displaced Persons)の発生は戦争の副産物であることが多い。しかし、ボスニア内戦では住民の強制移動(Displacement)はそれ自体を目的として追求された。その結果、この戦争では国民の半数以上が居住地を追われることになり、第二次世界大戦後のヨーロッパの歴史では最大の数となる難民・避難民が発生した¹。

ボスニア内戦はやがてNATOの軍事介入を招いた。再三の空爆を受けて当初軍事的に優位であったセルビア人勢力は弱体化し、和平交渉への参加を決定した。1995年11月1日、米ロを中心に構成される関係諸国は各民族の政治指導者をアメリカのオハイオ州デイトンの空軍基地に招き、和平協定の締結を強く迫った。この結果、三週間の協議の後、彼らは紛争当事者を代表して包括的な和平協定文書を取り交わした。これがデイトン和平協定(Dayton Peace Agreement)である²。この協定は1995年12月14日にフランスのパリで正式に調印され、その発効によって三年半に及んだボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争は終結した。

デイトン和平協定は単に戦争を終結させただけではなかった。それには11の付属文書(Annex)が添付され、この地域の恒久的な平和と安定のための包括的な枠組みを定めていた。そのうちの一つである付属文書7は「難民・国内避難民に関する協定」(Agreement on Refugees and Displaced Persons)である。その第1条は以前住んでいた住居に自由に帰る権利がすべての難民と避難民に保

証されていることを冒頭で述べ、難民・国内避難民の早期帰還の実現を紛争解決のための重要な目標と位置づけて、難民・国内避難民の帰還の受け入れを紛争当事者に対し義務付けた。このことは、デイトン和平協定がボスニアで各民族勢力が実行した民族浄化の結果を容認せず、難民の帰還によって各地域の民族構成を紛争以前の状態に戻そうとしたことを意味する。要するに国際社会はボスニア・ヘルツェゴヴィナを多民族社会として再建しようと構想した。

ところが、デイトン和平協定はある意味でこの目的と矛盾する内容を含んでいた。それは全体として統一国家の枠組みを維持しながらも、これを構成体(現地語でentitet、英語ではentity)と呼ばれる2つの自治単位の領土に分割したことである。その一つはボシュニャク人とクロアチア人の住民を中心とするボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦(Federacija Bosne i Hercegovine)であり、もう一つはセルビア人の住民を主体とするスルプスカ共和国(Republika Srpska)である。両構成体はそれぞれ大統領、議会、政府をもつ国家に近似した単位であり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは事実上、連邦制に近い国家構造をとる。さらにボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦の内部には連邦単位として独自の行政府をもつ10の県が設置された。これはそれぞれボシュニャク人中心の県、クロアチア人中心の県、両民族混合の県に分かれる。

1つの国の中に「連邦」と「共和国」が存在するのは特異な構成であり、異例の国家形態である。しかし、これは内戦によって達成された各民族の支配地域をデイトン和平協定が事実上承認した結果であった。だが、それによってボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける難民・国内避難民の帰還は「マジョリティ(多数派民族)の帰還」と「マイノリティ(少数派民族)の帰還」に分かれることになった。マジョリティの帰還とは自民族の政治勢力が支配する地域への住民の帰還であり、マイノリティの帰還とは他民族の政治勢力が支配する地域への住民の帰還である。ボスニアのように諸民族間で苛烈な内戦が起こった国では、マジョリティの帰還に比べてマイノリティの帰還が帰還者にとってより大きな労力と困難を伴うのは容易に

推察されることである。

さらに大きな問題は内戦を主導した民族主義勢力が内戦終結後もそれぞれの支配地域に残存し、民族純化政策を継続したことである。民族主義勢力は他地域から到来した自民族の難民に支配地域にとどまるように圧力をかける一方で、他地域からの自民族の難民の帰還を歓迎した。その一方で、他民族の難民の帰還、すなわちマイノリティの帰還を断固として阻止し、民族浄化の結果を固定化しようとした。戦闘は終結したが、民族浄化作戦は継続され、新たな避難民が発生した地域も多かった。そのため、後にみるように内戦終結後に国内避難民の数が増加に転じた時期があった。

マイノリティ（少数派民族）の帰還が進まなければ、国際社会がめざした多民族国家としてのボスニア・ヘルツェゴヴィナの再建は進まない。マイノリティの帰還を進めるためには和平プロセスの履行の障害となっている過激な民族主義勢力を排除する必要がある。このことを自覚した国際社会はやがてボスニアの民族主義勢力に対し、対決姿勢に転換した。これに対しては当然、民族主義勢力の側は強い抵抗を示した。その後のしばらくの期間、ボスニア・ヘルツェゴヴィナではマイノリティの帰還をめぐる国際社会と民族主義勢力との間で闘争が続いたとみることができる。

この闘いの結果は結局、どうなったのか。ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるマイノリティの帰還については多くの調査研究が積み重ねられてきた。その結果を概括すると、大規模な難民・国内避難民の帰還のプロセスが終了した2000年代半ばまでに次のような事柄が明らかになったと考えられる。第1にマイノリティの帰還は国際社会が当初想定したほどには進まなかったことである。これはマイノリティの帰還地域では持続的な帰還（sustainable return）の条件が欠けており、生活を再建できないために恒常的な帰還を断念した人が多いためである。第2に民族主義勢力が構想した民族浄化の結果の固定化も成功したとは言えないことである。内戦前の水準には及ばない程度であっても、どの地域でもマイノリティの帰還は一定程度実現し、それに応じて人口構成の多民族的性格は回復を見せた。この点では国際社会の努

力は民族浄化のプロセスをある程度は逆戻りさせることに成功したとみることができる³。

本稿は上記の知見に異論を提出する意図はない。実際、マイノリティの帰還が終わっていない地域もあり、マイノリティの帰還と民族浄化のプロセスの復元の度合いはいまなお研究する価値があるテーマである。本稿でもそのような視点から調査事例を検討する。しかし、それと同時に内戦終結から20年近い年月が経過した現在ではこの国の民族問題についてはこれとは異なった視点からの研究も求められている。それは少数派民族の残留と世代的な再生産がどのようになされるかという視点である。マイノリティの帰還が終わった段階では、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが今後も多民族社会を維持できるかどうかは、マイノリティの持続的な残留と世代的な再生産が可能になるかどうかにかかっている。本稿ではそのような研究の必要性を私の調査結果から明らかにしたい。

以下ではまず難民・国内避難民の進行状況を全国レベルで概観する。次に民族・支配地域別にマイノリティの帰還の推移を振り返る。そのあと、私の調査地域であるボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦のモスタールの民族浄化とその影響を概観する。次に私の調査結果として、モスタールにおけるセルビア人難民に対する聞き取り調査の結果と帰還地域の現状を紹介する。さらに第二の調査地点として、スルプスカ共和国のバニャ・ルーカにおける民族浄化とその影響を述べ、そこで生活するボシュニャク人およびクロアチア人に対する聞き取り調査の結果を紹介する。最後に私の調査結果に基づき、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける少数派民族に関する今後の研究課題を指摘したい。

2 全国レベルでの難民・国内避難民の帰還の進行状況

ボスニア・ヘルツェゴヴィナはバルカン半島の中西部に位置し、三角形の形をした内陸国である。国土の面積は51200平方キロであり、 Dayton 和平協定はこれを構成体と呼ばれる政治・行政単位の管轄地域に二分割した。一つはボスニア・ヘル

ツェゴヴィナ連邦（以下、ボスニア連邦と略記）であり、もう一つはスルプスカ共和国である。このほか、同協定は領土的には二つの構成体の双方の領域に含まれるが政治・行政的には独立した自治体としてブルチコ行政区を設立し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの主権の下に国際社会（欧州連合）の監督下に置いた⁴。

1991年時の人口と民族構成は表1の通りである。ボスニア連邦の面積は国土の51%であるが、この時点では現在のボスニア連邦の領土に居住していた人びとはボスニア・ヘルツェゴヴィナ全人口の62%を占めていた。ボシュニャク人とクロアチア人が支配するボスニア連邦ではセルビア人はマイノリティであり、セルビア人が支配するスルプスカ共和国ではボシュニャク人とクロアチア人はマイノリティである⁵。ただし、ボスニア連邦は10の県（現地語でkanton、英語ではcanton）から構成され、5つはボシュニャク人の支配、3つはクロアチア人の支配、2つは両民族の混合支配となっている。ボシュニャク人の支配する県ではクロアチア人はマイノリティになり、クロアチア人が支配する県ではボシュニャク人はマイノリティとなる。混合支配の県では市町村に当たる基礎自治体（opštinaないしopćina、英語でmunicipality）単位で両民族はマジョリティになったり、マイノリティになったりする。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、ボスニアと略記）政府の公刊文書では、1992年春の内戦開始から1995年末の和平協定の発効までに居住地を強制的に追われた人びとは220万人に上ると述べられている⁶。これは1991年の人口（約438万人）の半数に当たる数字である。このうち、120万人

の人びとが外国に庇護を求めた。また100万人を超える人びとがボスニア内部での国内避難民となった。

ボスニアからの難民を受け入れた主要な国は表2の通りである。このうち最大の庇護国となったのはドイツであり、32万人の難民を受け入れた。次いで多くの難民を受け入れたのは隣国のセルビア・モンテネグロ（297,000人）とクロアチア（170,000人）である。スロヴェニアやマケドニアが受け入れた数を加えると、旧ユーゴスラヴィアから独立した国々が受け入れたボスニア難民は52万人に上る。このほかにオーストリア（86,500人）とスウェーデン（58,700人）も多数のボスニア難民を受け入れた。

表2は2003年6月30日の時点での状況を示しているが、ここからは二つの事実を指摘できる。一つはこの時点でのボスニアへの帰還者は48万人であり、当初の国外難民総数の40%にとどまっていることである。いいかえると、半数を超える難民は帰国せずに庇護国に定住するか、第三国に定住することを選択した。もう一つは国外のボスニア難民うち、恒久的解決策が未決定の者は10万人であり、当初の難民総数の1割を下回る（8.3%）ことである。恒久的解決策の未決定者のうち最大のグループは、セルビア・モンテネグロに在住する58,000人である。しかし、セルビアにおけるボスニア難民の登録者数は2004年に27,541人、2008年に24,943人であり⁷、恒久的解決策の未決定者はその後大幅に減少したことが推測される。他の庇護国の状況は不明であるが、概して国外に逃れたボスニア難民の中には比較的早期に恒久的解決策を入手した者が多かったとみることができる。

表1 ボスニア・ヘルツェゴヴィナの人口と支配地域別の民族構成（1991年）

	全国		ボスニア連邦		スルプスカ共和国		ブルチコ行政区	
	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)
ボシュニャク人	1,902,956	43.48	1,423,593	52.34	440,746	28.08	38,617	44.07
クロアチア人	760,852	17.38	594,362	21.85	144,238	9.19	22,252	25.39
セルビア人	1,366,104	31.21	478,122	17.58	869,854	55.43	18,128	20.69
ユーゴスラヴィア人	242,682	6.54	161,938	5.95	75,013	4.78	5,731	6.54
その他	104,439	2.39	62,059	2.28	39,481	2.51	2,899	3.31
合計	4,377,033	100.00	2,720,074	100.00	1,569,332	100.00	87,627	100.00

出所：Ministry for Human Rights and Refugees Bosnia and Herzegovina, Comparative Indicators on Refugees, Displaced Persons and Returnees, Property Laws Implementation and Reconstruction in BiH from 1991 to 30 June 2003, 2003, p.7.

表3はボスニア全体での難民・国内避難民の帰還者数の推移である。2010年までの帰還者の総数は103万人であるが、これは当初の難民総数の46.8%に相当する。難民・国内避難民の帰還がもっとも多かった時期は内戦終結直後の3年間であり、2010年までの帰還者総数の55%はこの時期に帰還を果たしている。とくに内戦終結の翌年（1996年）には25万人の難民が帰還した。ボスニア全体では難民の帰還者数は2004年以降に大きく減少した。とくに帰還者数は2005年以降に1万人を下回り、2008年からは毎年1000人台にすぎない。2010年末のボスニアにおける難民・国内避難民の現況は表4の通りである。ボスニアにはクロアチアから到来したセルビア人難民がなお7000人程度残留しているが、内戦中に130万人近くに達したボス

ニア内部での避難民は11万人程度にまで減少している。

一般に難民問題の恒久的な解決策としては、1.出身国への帰還（Return to the country origin, or repatriation）、2.庇護国社会への統合（Local integration in the host country）、3.第三国への移住（Resettlement to the third country）の3つの選択肢がある。しかし、ボスニアのように三民族による三つ巴の内戦が起こり、それぞれの支配地域に別れて国内避難民が発生した国では、もう一つの選択肢として国内避難民の現地統合（Local integration in the host area）を考える必要がある。その数については公式に発表されていないが、統計からは30万人程度は存在すると推定される⁸。

表2 ボスニア・ヘルツェゴヴィナからの難民の分布

	庇護した 難民数	第三国に 定住	ボスニアに 帰国	2003年6月 30日時の 滞在者数	庇護国に 定住が決定	恒久的解決 策が未決定
オーストラリア	15,000	0	800	14,200	14,200	0
オーストリア	86,500	5,500	10,100	70,900	67,400	3,500
ベルギー	5,500	0	500	5,000	4,750	250
チェコ	5,000	1,000	1,000	3,000	3,000	0
デンマーク	17,000	0	1,600	15,400	15,200	200
フィンランド	1,500	100	250	1,150	1,150	0
フランス	6,000	100	900	5,000	4,400	600
イギリス	4,100	100	1,000	3,000	1,750	1,250
ギリシャ	4,000	400	600	3,000	2,700	300
オランダ	22,000	2,000	4,000	16,000	11,500	4,500
クロアチア	170,000	52,000	56,000	62,000	57,000	5,000
イタリア	12,100	2,000	2,000	8,100	5,700	2,400
カナダ	20,000	1,000	600	18,400	18,400	0
リヒテンシュタイン	500	0	250	250	250	0
ルクセンブルク	1,500	100	0	1,400	1,400	0
ハンガリー	7,000	1,000	2,500	3,500	3,400	100
マケドニア	9,000	4,800	3,750	450	450	0
ノルウェー	12,000	1,300	2,500	8,200	8,200	0
アメリカ合衆国	20,000	1,000	1,500	17,500	17,500	0
スロヴェニア	43,000	23,200	15,000	4,900	4,000	900
ドイツ	320,000	52,000	246,000	22,000	3,100	18,900
セルビア・モンテネグロ	297,000	50,000	110,000	137,000	79,000	58,000
スペイン	4,500	1,000	1,000	2,500	2,000	500
スウェーデン	58,700	0	1,900	56,800	55,800	1,000
スイス	24,500	2,600	11,000	10,900	8,900	2,000
トルコ	23,500	17,800	4,650	1,050	1,000	50
その他	10,000	1,000	600	8,400	7,850	550
合計	1,200,000	220,000	480,000	500,000	400,000	100,000

出所：Ibid.,p.14.

表3 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ全体での難民と国内避難民の帰還者数

年次	ボシュニャク人	クロアチア人	セルビア人	その他	合計
1996	177,787	3,649	71,269	75	252,780
1997	114,203	43,759	19,588	1,025	178,575
1998	94,395	27,512	15,904	1,759	139,570
1999	43,347	13,059	17,647	982	75,035
2000	44,577	12,613	19,478	1,286	77,954
2001	52,684	10,204	34,889	1,088	98,865
2002	54,103	11,252	41,435	1,119	107,909
2003	27,118	5,119	21,505	573	54,315
2004	13,952	1,478	4,830	130	20,390
2005	4,345	588	1,491	13	6,437
2006	4,219	379	984	21	5,603
2007	4,361	2,197	1,016	4	7,578
2008	1,389	35	238	19	1,681
2009	988	39	146	11	1,184
2010	1,033	25	116	6	1,180
総数	638,501	131,908	250,536	8,111	1,029,056

資料：UNHCR in Bosnia and Herzegovina, Statistics package, 2010.

表4 2010年末のボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける難民・国内避難民

	全ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	ボスニア連邦	スルプスカ共和国	ブルチコ行政区
難民	7016	156	6827	33
クroatiaから	6836	0	6803	33
セルビア・コソヴォから	163	139	24	0
その他の地域から	17	17	0	0
国内避難民	113,365	48,637	64,482	246
亡命申請者	153	153	0	0

資料：表3と同じ。

3 民族・支配地域別にみたマイノリティの帰還の推移

次に表5から表8のデータを参照しながら、内戦終結後にボスニアでマイノリティの帰還がどのように進んだかを振り返りたい。

1995年12月に発効した Dayton 和平協定は多数の難民・国内避難民の帰還を促した。1996年の難民・国内避難民の帰還者数は25万人であり、国内避難民の減少も34万人に達した。いずれも和平協定締結後の期間で最大の帰還数を記録している。しかし、これは大部分が難民と同じ民族が支配する地域への難民の帰還、つまりマジョリティの帰還であった。いいかえると、他民族が支配する地域への難民の帰還、つまりマイノリティの帰還はきわめて少なかった。表8によれば、ボスニア全

体の1996年と1997年のマイノリティの帰還者数は45,523人であり、これは両年の帰還者数の10%程度にすぎなかった。とくにセルビア人が支配するスルプスカ共和国では1996年と1997年のマイノリ

表5 国内避難民の総数の推移

年次	避難民数	年次	避難民数
1993	1,290,000	2003	327,188
1994	1,282,600	2004	309,240
1995	1,097,800	2005	182,747
1996	760,146	2006	135,500
1997	816,000	2007	130,984
1998	836,430	2008	124,529
1999	809,545	2009	113,642
2000	518,252	2010	113,400
2001	438,253	2011	113,000
2002	367,491		

資料：UNHCR in Bosnia and Herzegovina.

ティの帰還者数は1125人にすぎなかった。

マイノリティの帰還がきわめて少なかった最大の原因は、内戦を指導した民族主義勢力が内戦終結後も支配地域に残存し、暴力や脅迫・嫌がらせを組織的におこない、他民族の住民の追い出しを続けていたからである。帰還を試みたマイノリティの難民がマジョリティの集団から迫害を受

けて居住地を追われ、再び避難地に戻るケースも後を絶たなかった⁹。国際社会を代表してボスニア難民の帰還を支援したUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）や世界銀行（World Bank）も最初の2年間は安全で成果を上げやすい仕事から着手する方針をとり、もっぱらマジョリティの帰還を支援していた。そのため、内戦終結後のしばらくの

表6 民族・支配地域別にみた難民・国内避難民の帰還者数の推移（1996-2003年）

年次	民族構成	ボスニア連邦			スルプスカ共和国			ブルチコ行政区	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ全体		
		難民	国内避難民	合計	難民	国内避難民	合計		難民	国内避難民	合計
1996	ボシュニャク人	76,385	101,266	177,651	0	136	136		76,385	101,402	177,787
	クロアチア人	3,144	447	3,591	0	58	58		3,144	505	3,649
	セルビア人	552	1,179	1,731	7,925	61,613	69,538		8,477	62,792	71,269
	その他	33	21	54	0	21	21		33	42	75
	合計	80,114	102,913	183,027	7,925	61,828	69,753		88,039	164,741	252,780
1997	ボシュニャク人	74,552	38,821	113,373	204	626	830		74,756	39,447	114,203
	クロアチア人	33,495	10,163	43,658	73	28	101		33,568	10,191	43,759
	セルビア人	2,849	3,971	6,820	8,287	4,481	12,768		11,136	8,452	19,588
	その他	754	205	959	66		66		820	205	1,025
	合計	111,650	53,160	164,810	8,630	5,135	13,765		120,280	58,295	178,575
1998	ボシュニャク人	77,310	9,041	86,351	1,279	6,765	8,044		78,589	15,806	94,395
	クロアチア人	22,930	4,040	26,970	257	285	542		23,187	4,325	27,512
	セルビア人	4,307	6,059	10,366	2,458	3,080	5,538		6,765	9,139	15,904
	その他	1,453	300	1,753	6		6		1,459	300	1,759
	合計	106,000	19,440	125,440	4	10,130	14,130		110	29,570	139,570
1999	ボシュニャク人	17,359	14,320	31,679	1,081	10,587	11,668		18,440	24,907	43,347
	クロアチア人	5,960	5,747	11,707	339	1,013	1,352		6,299	6,760	13,059
	セルビア人	4,370	9,649	14,019	1,962	1,666	3,628		6,332	11,315	17,647
	その他	491	219	710	88	184	272		579	403	982
	合計	28,180	29,935	58,115	3,470	13,450	16,920		31,650	43,385	75,035
2000	ボシュニャク人	4,815	9,638	14,453	2,818	22,461	25,279	4,845	7,633	36,944	44,577
	クロアチア人	3,498	6,660	10,158	1,336	456	1,792	663	4,834	7,779	12,613
	セルビア人	5,164	13,811	18,975	139	362	501	2	5,303	14,175	19,478
	その他	569	172	741	268	277	545	0	837	449	1,286
	合計	14,046	30,281	44,327	4,561	23,556	28,117	5,510	18,607	59,347	77,954
2001	ボシュニャク人	1,966	9,058	11,024	2,676	34,952	37,628	4,032	4,642	48,042	52,684
	クロアチア人	2,285	4,890	7,175	1,959	471	2,430	599	4,244	5,960	10,204
	セルビア人	9,108	24,794	33,902	47	611	658	329	9,155	25,734	34,889
	その他	542	343	885	110	93	203	0	652	436	1,088
	合計	13,901	39,085	52,986	4,792	36,127	40,919	4,960	18,693	80,172	98,865
2002	ボシュニャク人	3,341	6,791	10,132	9,119	29,511	38,630	5,341	12,460	41,643	54,103
	クロアチア人	2,080	4,632	6,712	2,107	351	2,458	2,082	4,187	7,065	11,252
	セルビア人	18,079	21,108	39,187	134	585	719	1,529	18,213	23,222	41,435
	その他	290	624	914	99	106	205	0	389	730	1,119
	合計	23,790	33,155	56,945	11,459	30,553	42,012	8,952	37,023	72,660	109,683
2003	ボシュニャク人	897	9,356	10,253	4,343	11,803	16,146	719	5,257	21,861	27,118
	クロアチア人	1,183	1,858	3,041	1,609	123	1,732	346	2,852	2,267	5,119
	セルビア人	5,430	14,963	20,393	50	440	490	622	5,482	16,023	21,505
	その他	230	145	375	191	7	198	0	421	152	573
	合計	7,740	26,322	34,062	6,193	12,373	18,566	1,687	14,012	40,303	54,315

資料： UNHCR in Bosnia and Herzegovina, Statistics package, 2010.

期間はマイノリティの帰還はほとんど進まなかった。それどころかマイノリティの間では新たな形で国内避難民化が進んでいた。これは一つには、 Dayton 和平協定の発効によってセルビア人勢力が支配していた地域の一部がボスニア連邦の管轄領域に移管し、この地域に居住していた多数のセルビア人がスルプスカ共和国の管轄地域に移住を

余儀なくされたためである。もう一つは外国から帰国したマイノリティの難民が元の居住地への帰還を阻止されたために自民族の支配地域で国内避難民となったことがある¹⁰。これらの結果は統計的にも反映されている。表3にみるようにボスニア全体では1997年と1998年には引き続き多数の難民・国内避難民の帰還者が記録されているが、表

表7 民族・支配地域別にみた難民・国内避難民の帰還者数の推移(2004-2010年)

年次	民族構成	ボスニア連邦			スルプスカ共和国			ブルチコ 行政区	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ 全体		
		難民	国内避難 民	合計	難民	国内避難 民	合計		難民	国内避難 民	合計
2004	ボシュニャク人	187	5,669	5,856	789	7,099	7,888	208	976	12,976	13,952
	クロアチア人	310	955	1,265	140	17	157	56	450	1,028	1,478
	セルビア人	936	3,277	4,213	6	602	608	9	942	3,888	4,830
	その他	74	56	130	0	0	0	0	74	56	130
	合計	1,507	9,957	11,464	935	7,718	8,653	273	2,442	17,948	20,390
2005	ボシュニャク人	70	1,320	1,390	735	2,220	2,955	0	805	3,540	4,345
	クロアチア人	113	422	535	38	15	53	0	151	437	588
	セルビア人	313	1,177	1,490	1	0	1	0	314	1,177	1,491
	その他	3	10	13	0	0	0	0	3	10	13
	合計	499	2,929	3,428	774	2,235	3,009	0	1,273	5,164	6,437
2006	ボシュニャク人	33	1,231	1,264	1,065	1,890	2,955	0	1,098	3,121	4,219
	クロアチア人	40	224	264	106	9	115	0	146	233	379
	セルビア人	144	713	857	14	113	127	0	158	826	984
	その他	10	4	14	7	0	7	0	17	4	21
	合計	227	2,172	2,399	1,192	2,012	3,204	0	1,419	4,184	5,603
2007	ボシュニャク人	35	684	719	1,324	1,980	3,304	338	1,359	3,002	4,361
	クロアチア人	53	322	375	1,514	69	1,583	239	1,579	618	2,197
	セルビア人	119	671	790	2	88	90	136	121	895	1,016
	その他	3	1	4	0	0	0	0	3	1	4
	合計	210	1,678	1,888	2,840	2,137	4,977	713	3,062	4,516	7,578
2008	ボシュニャク人	11	106	117	869	403	1,272	0	880	509	1,389
	クロアチア人	18	12	30	5	0	5	0	23	12	35
	セルビア人	55	183	238	0	0	0	0	55	183	238
	その他	8	6	14	0	5	5	0	8	11	19
	合計	92	307	399	874	408	1,282	0	966	715	1,681
2009	ボシュニャク人	11	14	25	777	186	963	0	788	200	988
	クロアチア人	0	5	5	33	1	34	0	33	6	39
	セルビア人	55	91	146	0	0	0	0	55	91	146
	その他	1	2	3	8	0	8	0	9	2	11
	合計	67	112	179	818	187	1,005	0	885	299	1,184
2010	ボシュニャク人	15	28	43	851	139	990	0	866	167	1,033
	クロアチア人	4	2	6	17	2	19	0	21	4	25
	セルビア人	11	105	116	0	0	0	0	11	105	116
	その他	5	0	5	0	1	1	0	5	1	6
	合計	35	135	170	868	142	1,010	0	903	277	1,180
1996 ～ 2010 合計	ボシュニャク人	256,987	207,343	464,330	27,930	130,758	158,888	15,483	285,066	353,435	638,501
	クロアチア人	75,113	40,379	115,492	9,533	2,898	12,431	3,985	86,464	45,444	131,908
	セルビア人	51,492	101,751	183,243	21,025	73,641	94,666	2,627	72,526	178,010	250,536
	その他	4,466	2,108	6,574	843	694	1,537	0	5,309	2,802	8,111
	合計	388,058	351,581	739,639	59,331	207,991	267,322	22,095	449,365	579,691	1,029,056

資料：同上。

5の国内避難民の総数は1997年と1998年には増加の傾向に転じた。

マイノリティの難民が避難先に滞留する事態は、デイトン和平協定の履行を監視する5カ国会議（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、ドイツから構成され、コンタクト・グループContact Groupと呼ばれた）にとって、容認できるものではなかった。デイトン和平協定の付属文書7（「難民・国内避難民に関する協定」）はその第1条の冒

頭で「すべての難民・国内避難民は元の住居に自由に戻る権利を有する」と述べ、「難民と国内避難民の早期の帰還はボスニア・ヘルツェゴヴィナの紛争解決のための重要な目標である」と位置づけていたからである¹¹。

マイノリティの帰還を進めるためには和平プロセスの履行を妨げる民族主義勢力を排除しなければならない。このことを自覚したアメリカが主導するコンタクト・グループはやがて宥和政策

表8 民族・支配地域別にみた「マイノリティの帰還」者数の推移

年次	民族構成	ボスニア連邦	スルプスカ共和国	ブルチコ行政区	全ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	ボスニア連邦側の比率	スルプスカ共和国側の比率
1996-1997	ボシュニャク人	11,200	966		12,166	92.06	7.94
	クロアチア人	24,647	159		24,806	99.36	0.64
	セルビア人	8,551			8,551	100.00	-
	合計	44,398	1,125		45,523	97.53	2.47
1998	ボシュニャク人	9,177	8,044		17,221	53.29	46.71
	クロアチア人	13,062	542		13,604	96.02	3.98
	セルビア人	10,366			10,366	100.00	-
	合計	32,605	8,586		41,191	79.16	20.84
1999	ボシュニャク人	5,631	11,668		17,299	32.55	67.45
	クロアチア人	8,337	1,352		9,689	86.05	13.95
	セルビア人	14,019			14,019	100.00	-
	合計	27,987	13,020		41,007	68.19	31.81
2000	ボシュニャク人	5,765	25,226	4,845	35,836	16.09	70.39
	クロアチア人	9,139	1,789	663	11,591	78.85	15.43
	セルビア人	18,850		2	18,852	99.99	-
	その他	623	543	0	1,166	53.43	46.57
	合計	34,377	27,558	5,510	67,445	50.97	40.86
2001	ボシュニャク人	5,497	37,627	4,032	47,156	11.66	79.79
	クロアチア人	6,565	2,423	599	9,587	68.48	25.27
	セルビア人	33,901		329	34,230	99.04	-
	その他	885	203	0	1,088	81.34	18.66
	合計	46,848	40,253	4,960	92,061	50.89	43.72
2002	ボシュニャク人	5,355	38,682	5,341	49,378	10.84	78.34
	クロアチア人	6,358	2,458	2,082	10,898	58.34	22.55
	セルビア人	39,187		1,529	40,716	96.24	-
	その他	914	205	0	1,119	81.68	18.32
	合計	51,814	41,345	8,952	102,111	50.74	40.49
2003年前半	ボシュニャク人	859	10,328	449	11,636	7.38	88.76
	クロアチア人	1,535	971	232	2,738	56.06	35.46
	セルビア人	11,271		571	11,842	95.18	-
	その他	185	147	0	332	55.72	44.28
	合計	13,850	11,446	1,252	26,548	52.17	43.11
1996年から2003年前半まで	ボシュニャク人	43,484	132,541	14,667	190,692	22.80	69.51
	クロアチア人	69,643	9,694	3,576	82,913	84.00	11.69
	セルビア人	136,145	0	2,431	138,576	98.25	-
	その他	2,607	1,098	0	3,705	70.36	29.64
	合計	251,879	143,333	20,674	415,886	60.56	34.46

出所：Ministry for Human Rights and refugees Bosnia and Herzegovina, Comparative Indicators on Refugees, Displaced Persons and Returnees, Property Laws Implementation and Reconstruction in BiH from 1991 to 30 June 2003, 2003, p.11.

を放棄し、ボスニア和平進展の障害となっていた民族主義勢力を排除する方針に転換した。たとえば、1997年4月に国際社会を代表して和平協定の履行を監視する上級代表事務所（Office of the High Representative : OHR）のトップである上級代表カール・ビルト（Carl Bildt）はセルビア民主党とラドヴァン・カラジッチ（Radovan Karadžić）を名指しで批判し、セルビア民主党の政権掌握と同党内部で戦争犯罪者が影響力を維持していることこそがスルプスカ共和国で和平協定の履行が妨げられている根本原因だと述べた¹²。その後、1997年10月にボスニアに展開する平和安定化部隊（Stabilisation Force : SFOR）は Dayton 和平協定に公然と反対し、他民族に対する憎悪をあおる番組を垂れ流していたスルプスカ共和国の公共放送局（Radio-Televizija Republike Srpske 略称 RTVRS）の送信所を占拠し、放送を中断させた。このあと上級代表事務所は、送信所を返還する条件として同放送局の理事会を構成する役員全員の辞任を含めた放送局の体制の根本的な再構築を要求した。これはスルプスカ共和国の公共放送を民族主義政党のセルビア民主党の支配から解放することを目的としていた¹³。

1997年12月にドイツのボンで開催された和平履行評議会（Peace Implementation Council : PIC）の会合は、和平協定の履行の監視と指導のために上級代表が強い権限をもつことを明確に打ち出した¹⁴。この権限は、会合が開かれた場所にちなんで「ボン・パワー」と呼ばれた。これ以降、上級代表は Dayton 和平協定の履行を促進し、その障害を除去するために、法案を強制発行させたり、和平協定の履行の障害とみなされた公職者を解任したりして、ボスニアの内政に積極的に介入するようになった。これに先立って OHR は難民の帰還に関しても、1997年1月にボスニアで展開する様々な国際機関の調整組織として、「復興と帰還ための作業チーム（the Reconstruction and Return Task Force : RRTF）」を立ち上げていたが、その後4つの地方支所を設立し、各地の動向に迅速に対応できるようにした。

他方、1997年3月に UNHCR はマイノリティの帰還を促進するため、「開放都市イニシアチブ」

（Open Cities Initiative）と呼ばれるプロジェクトを開始した。このプロジェクトでは、マイノリティの帰還を積極的に受け入れることを表明した基礎自治体に対して UNHCR が追加の補助金を与え、その他の援助資金供与者に対しても同様の措置を働きかけることを約束した。この結果、多数の応募があったが、このうち UNHCR は 1998年3月までに 11 の基礎自治体を開放都市として選定し、5960万ドルの資金をこのプロジェクトに投入した¹⁵。しかしながら、ボスニアに関して多くの調査レポートを発表している国際 NGO の国際危機グループ（International Crisis Group）の検証によると、開放都市に選定された基礎自治体ではマイノリティの帰還が進まなかったことが明らかになっている。1998年3月までの期間でみると、マイノリティの帰還は開放都市に選定された後の期間よりも、それ以前の期間、つまり Dayton 和平協定後から開放都市に選定されるまでの期間の方に多かったのである¹⁶。

国際危機グループは「開放都市のイニシアチブ」がマイノリティの帰還に結びつかなかった理由をいくつか指摘しているが¹⁷、もっとも重要だと考えられるのはこのプロジェクトが難民の帰還の障害を除去することにつながらなかったことである。たとえば、当時のもっとも大きな問題として、難民が元の出身地の自宅に戻ろうとしても他の地域から逃れてきた他民族の難民が自分の住居を占拠して戻ることができなかったことがあった。他人の住居を占拠している難民も出身地の自宅を別の地域から逃れてきた難民に占拠されており、ここを立ち退くと行き場がなくなるという事情があった。このような循環的な問題状況を打破するにはボスニア全土で内戦中に占拠された住宅の返還を同時平行的に実現していく必要があった。

その場合にもっとも大きな法的障害となったのは各民族の支配地域で制定されていた不動産関連法であった。これらの法律は内戦中に居住地を離れた他民族の住民が残した土地や住宅などの不動産を「放棄された」財産とみなし、その地域の基礎自治体がこれを一時的に接収して自民族の住民に再配分することを可能にしていた。公有の

パートメントの居住権についても同様の措置が取られた。他民族の住民がアパートメントを長期間不在にした場合には権利の放棄とみなし、基礎自治体はその居住権を取り消し、自民族の住民にこれを一時的に再配分することができた。これらの法律の中には返還請求の手続きが定められていたが、法律の規定は元の所有者への財産の返還を事実上不可能にしていた¹⁸。

Dayton 和平協定の付属文書7の第1条はすべての難民・国内避難民が内戦中に奪われた財産を回復する権利をもつことを明記し、和平協定締結の当事者は難民の財産権の回復を妨げるような法令を廃棄する義務を負っていた。だから、このような法律は即刻、廃止されなければならなかった。ところが国際社会の強い要請にもかかわらず、各民族の政治指導者は適切な立法措置を講じることを先延ばしにしていた¹⁹。国際社会の圧力によって二つの構成体の議会がこれらの法律を無効とする法律を採択したのは1998年に入ってからであった²⁰。

しかし、二つの構成体が採択した法律には不備や欠陥が多く、実際に不動産の返還を実現することが困難な仕組みになっていた。それらは事実上、元の所有者の権利よりも現在の占有者の権利を保護する規定になっていた²¹。これに対して、当時の上級代表ウォルフガング・ペトリッシュは再三にわたって二つの構成体の議会に法律の修正を命令し、不動産の返還手続きに関する障害を一つ一つ取り除いていった。ただ法律の条文を適切なものに変えても、実際に元の所有者から不動産の返還申請を受け付けて処理する基礎自治体の担当部署が法律の施行をサボタージュして不動産の返還を遅らせるという問題があった。これに対しては、上級代表はそのような行政組織の責任者を解任することで、返還手続きを迅速に実施することを促した。

1999年10月に上級代表事務所（OHR）は、ボスニアで活動する欧州安全保障協力機構（The Organization for security and Co-operation for Europe : OSCE）、UNHCR、国際連合ボスニア・ミッション（United Nation Mission to Bosnia and Herzegovina : UNMIBH）、難民・国内避難民の不動産返還請求

に関する委員会（The Commission for Real Property Claims of Displaced Persons and Refugees : CRPC）と連携し、不動産返還手続きの実施状況をモニタリングするプロジェクトとして「不動産法履行計画」（the Property Law Implementation Plan : PLIP）を立ち上げた。これらはいずれも難民の不動産返還の問題に関係する国際機関であった²²。OHR、OSCE、UNHCRは基礎自治体の担当部署から不動産返還手続きの進行状況について情報を毎月受け取り、これを集計して公表した。データは基礎自治体単位に集計されて公表されたので、どの自治体がどの程度進捗しているのかが一目瞭然になり、それぞれの自治体に対して仕事を急がせる圧力になった。

表9から表11は2004年11月末時点での統計情報の要約である。表9は財産の返還申請件数に占める手続きが完了した件数の割合を示しているが、これをみると申請の受付が始まってから2年間の間では実際に不動産を取り戻した者は全申請者の半分以下であり、進捗状況は緩慢であった。とくにスルプスカ共和国では大きな遅れがみられた。しかし、2002年から2003年にその速度は上がり、2003年末にはどの地域でも完了件数の割合は90%を超えた。表10は公有のアパートメントと私有の不動産に分けて集計したものであるが、都市部の多いボスニア連邦では公有のアパートメントに対する申請件数が多く、農山村部が多いスルプスカ共和国では私有の不動産に対する申請件数が多い。しかし、財産の返還が認められた件数と申請が却下された件数の割合を合計するとボスニア連邦では99.66%、スルプスカ共和国でも98.65%に達していた。基礎自治体単位でも145の基礎自治体のうち、16の自治体がすべての財産返還手続きを完了し、120の自治体がまもなくすべての手続きを完了できる見通しであった。それゆえ、ボスニア全体では財産返還手続きはほぼ完了に近づいたとってよい状況であった²³。

以上を踏まえて2000年以降の難民の帰還の状況を見てみよう。表5によると、国内避難民の数は1999年から2000年に約29万人少なくなり、内戦終結後の最大の減少幅を示している。しかし、その主要な原因は帰還者が大幅に増加したことではな

かった。2000年12月にUNHCRは難民資格の再登録をおこなった。このとき避難先の地域に定住を決めた人びとは難民資格の再登録を申請しなかった。そのために、国内避難民の数は大きく減少することになった。つまり、このときの国内避難民の減少の主因は難民の地域統合（Local integration）の進展であった。

表8によると、マイノリティの帰還は2000年以降に大きな進展があった。とくに2001年と2002年の帰還者は非常に多かった。これまで少なかったスルプスカ共和国でもマイノリティの帰還は大きく増えている。これは難民に対する不動産の返還が進み始めたことと関係していることは間違いな

い。しかし、その後に明らかになったことは、難民に対する不動産の返還が必ずしも帰還に直結していなかったことである。取り戻した住宅を売却したり、賃貸に出したりする人も多く、それができない場合には空き家にしておくことも少なくなかった。つまり、帰還のためではなく、財産として不動産を取り戻した人が多くいたことである。そのため、やや皮肉なことであるが、2002年以降にボスニア全土で難民に対する不動産の返還手続きが加速したことには、不動産の返還が元の所有者のその地域への帰還と必ずしも直結しないことが判明し、他民族の不動産の返還に対する各民族の警戒感が後退したことが貢献したという指摘が

表9 不動産返還の進捗状況の推移

	2000年末	2001年末	2002年末	2003年末	2004年11月末
ボスニア連邦	28.75%	49.40%	73.59%	92.18%	92.76%
スルプスカ共和国	13.21%	30.64%	61.84%	92.55%	92.97%
ブルチコ行政区	14.23%	39.45%	74.43%	96.69%	96.11%
ボスニア全土	20.76%	40.51%	68.70%	92.48%	92.96%

注:申請件数に占める手続きが完了した件数の割合

資料: OSCE, Statistics Property Law Implementation Plan, 30 November 2004.

表10 財産返還手続きの実施状況

	公有のアパートメント				私有の不動産			
	申請件数	認定件数	却下件数	完了件数	申請件数	認定件数	却下件数	完了件数
ボスニア連邦	69,796	63,104	6,531	63,047	45,917	44,294	1,395	44,288
%		90.48	9.36	90.33%		96.47	3.04	96.45%
スルプスカ共和国	25,229	22,683	2,312	22,193	64,055	60,631	2,452	60,812
%		89.91	9.16	87.97%		94.65	3.83	94.94%
ブルチコ行政区	2,036	1,941	95	1,939	4,953	4,817	123	4,778
%		95.33	4.67	95.24%		97.25	2.48	96.47%
合計	97,061	87,728	8,938	87,179	114,925	109,742	3,970	109,878
%		89.87	9.21	89.82%		95.49	3.45	95.61%

資料: 同上。

表11 財産返還手続きの実施状況（公有と私有の合計）

	申請件数	認定件数	却下件数	完了件数
ボスニア連邦	115,713	107,398	7,926	107,335
%		92.81%	6.85%	92.76%
スルプスカ共和国	89,284	83,314	4,764	83,005
%		93.31%	5.34%	92.97%
ブルチコ行政区	6,989	6,758	218	6,717
%		96.69%	3.12%	96.11%
合計	211,986	197,470	12,908	197,057
%		93.15%	6.09%	92.96%

資料: 同上。

あるが²⁴、私も同感である。

それでも2010年までに一定数の難民・国内避難民の帰還があったことは紛れもない事実である。年次的にみると、難民・国内避難民の帰還者数は2004年に100万人の万台に達しており、それ以降には帰還者数は大きく減少している。とくに2008年以降の帰還者数は毎年1千人台にとどまる。どの民族の帰還も散発的な規模になっており、難民の帰還のプロセスはほぼ完了に近づいていることが見て取れる。約103万人の難民・国内避難民の帰還者のうち、マジョリティの帰還は559,462人(54.4%)、マイノリティの帰還は469,594人(45.6%)であった。マイノリティの帰還の支配地域別の内訳は、ボスニア連邦275,247人(58.6%)、スルブスカ共和国172,252人(36.7%)、ブルチコ行政区22,095人(4.7%)であった。スルブスカ共和国のマイノリティの帰還者数は1991年のマイノリティ人口(セルビア人を除く人口)699,460人の24.6%に当たる。

これまでに明らかにした帰還の結果をどうみるか。国際社会は Dayton 和平協定の付属文書7に依拠して内戦中にボスニアで起こった民族浄化のプロセスを逆転させ、難民・国内避難民を元の居住地に帰還させて多民族社会を再建するという目標をもっていた。しかし、上述のマイノリティの帰還者数から判断して、民族浄化が実行された地域の人口および民族構成は内戦前の状態に戻っていないことは明らかである。どの基礎自治体でもマイノリティの人口は内戦前に比べて大きく減少し、民族浄化の影響が色濃く残存している。このことはスルブスカ共和国でとくにそうである。国際社会が掲げた民族浄化のプロセスの逆転という目標は十分に達成されていないことは明らかである。しかし、マイノリティの帰還によってどの自治体でも多民族的な人口構成が復活したことは確かである。この点では国際社会のこれまでの取り組みは決して無意味ではなく、むしろ民族浄化の結果を一定程度修正した点で大きな意義があったとみることができる。

ただし、ここまで指摘した特徴は全体的な傾向である。当然のことではあるが、個別の地域の事例をみるとこれとは異なった動向を指摘できる。

このことを私が調査した地域の事例で示したい。

4 モスタールの民族浄化とその影響

モスタール(Mostar)はボスニア連邦を構成する県の一つであるヘルツェゴヴィナ・ネトヴァ県の県都であり、この国の南部に位置するヘルツェゴヴィナ地方の最大の都市である。市内には北から南へネトヴァ川が流れ、多くの美しい石橋(現地語でモスト、Most)で東西の市街地が結ばれている。このことから町の名前が生まれた。

1991年の人口調査によると、モスタールの人口は126,628人、ボスニアでは5番目に大きな都市であった。当時の民族別の人口構成は次の通りである。ボシュニャク人43,856人(34.6%)、クロアチア人43,037人(34.0%)、セルビア人23,846人(18.8%)、ユーゴスラヴィア人12,768人(10.1%)、その他3,121人(2.5%)²⁵。この民族構成から窺えるように、内戦前のモスタールは多民族が混住・共生する典型的なユーゴスラヴィアの都市であった。

1992年4月にモスタールでも内戦が開始されたとき、ユーゴスラヴィア人民軍を主体とするセルビア人勢力は優勢に戦いを進め、一時は市内の大部分を支配下に置いた。しかし、クロアチア人勢力とボシュニャク人勢力はまもなく反撃を開始し、1992年6月にユーゴスラヴィア人民軍を市内から退却させることに成功した。セルビア人勢力の撤退に伴ってモスタールに居住するセルビア人は一斉に町を離れた。彼らの大半は東ヘルツェゴヴィナのセルビア人の支配地域に逃れたが、当時のセルビア・モンテネグロへ逃れた者も少なかった。

クロアチア人勢力とボシュニャク人勢力はしばらくの間は合同でセルビア人勢力と戦闘を続けていた。しかし、セルビア人勢力が完全撤退した後、1993年5月にクロアチア人勢力(クロアチア防衛評議会Hrvatsko vijeće obrane:HVO)はモスタールのボシュニャク人勢力(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国軍Armija Republike Bosni i Hercegovine:ARBiH)に奇襲攻撃を仕掛けた。クロアチア人勢力の狙いはモスタールからボシュニャク人を追い出し、この町を自称の独立

国家（ヘルツェグ＝ボスナ・クロアチア人共和国：Hrvatska Republika Herceg-Bosna）の首都とすることであった。しかし、まもなくボシュニャク人勢力も反撃し、ボスニア中部およびヘルツェゴヴィナ地方でHVOとARBiHは全面的な交戦状態に入った。ボスニア内戦の第二段階の始まりである。

モスタールの市内はネレトヴァ川の西岸にある幹線道路（通称Bulevar）を挟んで東西二つの部分に分かれる。西部にはクロアチア人が相対的に多く、東部にはボシュニャク人が多く居住していた。HVOはARBiHが拠点とする東部地区に執拗に砲撃を浴びせ、市街地を徹底的に破壊した²⁶。モスタールの東部地区はセルビア人勢力に包囲されたサラエヴォと同じような状況に陥った。同時にクロアチア人勢力の支配下にあった西部地区ではボシュニャク人に対する民族浄化が開始された。警官やHVOの兵士は家々を回ってボシュニャク人の市民を住宅から追い出した。彼らは女性、子ども、高齢者には東部地域に行くように命じ、兵役年齢にある男性を強制収容所に連行した²⁷。空き家となった非クロアチア人の住宅はまもなくクロアチア人が占拠した。

クロアチア人勢力は当初は優勢であったが、ボシュニャク人勢力も体勢を立て直し、頑強に抵抗を続けた。このため1993年の夏以降に両勢力の戦いは膠着状態に陥ったが、モスタール以外の戦線ではARBiHの反攻によってHVOは次第に劣勢に

なり、兵士の士気も低下した。ボスニアのクロアチア人勢力をてこ入れするため、1993年12月にクロアチアは正規軍の増派をおこない、ボスニア内戦に露骨に介入する姿勢を示した。しかし、これは国際社会の大きな反発と非難を招き、停戦を求める国際社会の圧力によってクロアチア人勢力は身動きがとれなくなった²⁸。

1994年2月、HVOはARBiHに停戦を申し入れ、両軍の間で停戦協定が成立した。これを基礎にアメリカの仲介によって1994年3月、クロアチア人勢力とボシュニャク人勢力との間で和平協定が結ばれた。ワシントン協定（現地語Washingtonski sporazum、英語ではWashington Agreement）と呼ばれる。この協定では、ボスニアの領土の中でボシュニャク人勢力が統制下に置く地域とクロアチ



写真2 モスタールの幹線道路沿いに放置されている廃墟となった建物



写真1 ネレトヴァ川から臨むモスタール市内(右側＝東岸がボシュニャク人の居住地域)



写真3 モスタールの幹線道路沿いに放置されている廃墟となった集合住宅、壁に無数の弾痕が残っている

ア人勢力が実効支配する地域を合体させてボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦を創設し、その中に自治的な行政府をもつ10の県（Kanton）を設置すると定められた。この協定ではモスタールは特別の地位が与えられた。またモスタールの再建と政治的再統合を図るため、欧州連合による紛争解決のための特別ミッションがこの町に派遣されることになった。

1995年12月にボスニア内戦は終結し、モスタールの再建が開始された。しかし、モスタールの東西分断は続いた²⁹。クロアチア人が支配する西部地域とボシュニャク人が支配する東部地域はそれぞれ独立の行政組織をもち、水道・下水・電気などのインフラストラクチュア、電話・郵便・市バスなどの公共サービス、学校、病院や診療所などのヘルスケア、警察を別個に管理運営していた。モスタールの市民は同じ都市に居住しながらも、居住地域によって税金や料金を別々の組織に支払っていた。

内戦終結後、東部地域を支配するボシュニャク人の政治指導者は表向き、内戦中にこの地域を離れたセルビア人やクロアチア人に帰還を呼びかけた。しかし、政治家の言葉とは裏腹に行政部局は実際にはセルビア人やクロアチア人難民への財産返還を後回しにしていた。

西部地域では民族主義政党のボスニア・ヘルツェゴヴィナ・クロアチア民主同盟（Hrvatska Demokratska Zajednica Bosne i Hercegovine：HDZ BiH、以下ではクロアチア民主同盟ないしHDZと略記）は内戦中にこの地域に到来したクロアチア人に定住を促す一方で、ボシュニャク人やセルビア人の帰還を妨害した。彼らの狙いはこの地域の

クロアチア人の人口を増やし、民族構成をクロアチア人に純化することであった。そのため、HDZはこの地域に新たな住宅地を開発し、他の地域からさらに多くのクロアチア人の国内避難民を呼び寄せようとした。その一方で彼らは、ボシュニャク人やセルビア人の避難民から出された不動産の返還請求を拒否し続けた³⁰。

たとえば、1999年7月にモスタールの西部地域の3つの基礎自治体では公有のアパートメントに対する返還申請が6044件、私有の不動産に対する返還申請が463件、提出されていたが、このうち返還が認められたのは占有者が別の場所に住宅を所有していたわずかのケースだけであった。その場合にも法的に定められた占有者の立ち退きが執行されなかった。とくにモスタール南西区の基礎自治体は約4500件の返還申請を放置していた。これに対して、1999年11月、上級代表は南西区の区長（načelnik）を務めるHDZの実力者と関係部署の責任者を解職した。さらに新しい区長も不動産の返還請求に消極的な態度を示していたので、2000年3月、上級代表は別の場所に住宅をもつ占有者の立ち退きを15日間以内に執行するように命令した³¹。

表12は2000年以降のモスタールの不動産返還の進捗状況の推移を示している。ボスニア全土の傾向と同じく、不動産の返還手続きを定めた法律が制定されてからの2年間、つまり2001年末までの間は不動産返還の進捗状況は芳しくなかった。しかし、2002年と2003年に不動産の返還は加速し、2004年には多くの地区で完了に近づいた。モスタール西区では他の地区と比べてやや進捗率が低く、手続きが完了した割合は90%を割っていた。

表12 モスタールの不動産返還の進捗状況の推移(公有と私有の合計)

	2000年末	2001年末	2002年末	2003年末	2004年4月末
モスタール南区	48.37%	21.76%	66.17%	100.00%	100.00%
モスタール西区	11.29%	36.96%	72.45%	88.02%	88.02%
モスタール南西区	10.14%	32.56%	78.67%	91.45%	95.21%
中央ゾーン	12.09%	21.63%	26.04%	100.00%	100.00%
モスタール北区	4.05%	28.88%	35.77%	99.74%	99.74%
モスタール旧市街区	35.38%	33.26%	78.14%	94.42%	94.42%
モスタール南東区	8.65%	61.23%	84.59%	100.00%	99.71%

注:申請件数に占める手続きが完了した件数の割合

資料：OSCE, Statistics Property Law Implementation Plan, 30 April 2004.

これは、この地区では不動産の返還申請に対する却下件数の割合が比較的高く（公有のアパートメントで2156件の返還申請に対して249件、11.5%、私有の不動産で139の返還申請に対して18件、12.9%）、これに異議申し立てをする者が多かったからである。

内戦前と比べてモスタールの人口および民族構成はどのように変化したか。内戦後の人口と民族構成については公表されたデータがないため、正確な数字はわからない。しかし、ボスニアでは2002年10月に実施される総選挙のために2002年6月の時点で登録された有権者名簿を選挙管理委員会が公表した。国際危機グループはモスタールの有権者名簿を入手し、有権者の氏名から民族を推定するという方法で各民族の有権者数を概算した。その結果をまとめたものが表14である。他方、1991年に実施された人口調査のデータについては、各基礎自治体の民族構成を集計した結果が公表されている。モスタールについては幸いに6つの地区ごとに集計されていた。これを転記したものが表13である。この2つの表を照合すると、内戦前と比べておよそどのような変化が起きたのか

を知ることができる。

まず表13からわかることは、内戦前にはモスタールの各区では他民族の混住の割合が高かったことである。西モスタールの各区ではクロアチア人の割合が相対的に高かったが、過半数を上回るほどではなかった。1991年に一民族が絶対的に多数を占めていたのはモスタール南東区のボシュニャク人の場合だけであった。この民族構成はその後に大きく変化した。表14の2002年6月の有権者名簿から割り出された民族構成では、西モスタールはクロアチア人が絶対的な多数になり、東モスタールはボシュニャク人が圧倒的多数になった。これらの結果は内戦中に実行された民族浄化の影響が色濃く反映していることは明らかである。

ただし、表14からは別の側面もうかがえる。その一つは、内戦前の1991年と比べて、西モスタールのボシュニャク人の比率がそれほど大きく減少していないことである。内戦中にクロアチア人勢力は西モスタールの民族浄化を徹底的に実施し、ほぼすべての非クロアチア人を追い出した。彼らは内戦後の数年間も他民族の帰還を阻止してき

表13 地区別にみた1991年の民族構成

	区計	クロアチア人	ボシュニャク人	セルビア人	ユーゴスラヴ人	その他
モスタール南区	8,120	3,955 (48.70%)	1,856 (22.86%)	1,991 (24.52%)	184 (2.27%)	134 (1.65%)
モスタール西区	24,705	10,290 (41.65%)	5,457 (22.09%)	4,932 (19.96%)	3,356 (13.18%)	670 (2.71%)
モスタール南西区	43,447	21,163 (48.70%)	10,144 (23.35%)	5,510 (12.68%)	5,567 (12.81%)	1,063 (2.45%)
モスタール北区	13,954	2,232 (16.00%)	6,301 (45.16%)	4,945 (35.76%)	285 (2.04%)	191 (1.37%)
旧市街区、中央ゾーン	25,999	4,116 (15.83%)	12,233 (47.05%)	5,457 (20.99%)	3,273 (12.59%)	923 (3.55%)
モスタール南東区	10,407	1,126 (10.82%)	8,094 (77.77%)	944 (9.07%)	102 (0.98%)	141 (1.35%)
合計	126,632	42,882 (33.86%)	44,085 (34.81%)	23,775 (18.77%)	12,764 (10.08%)	3,122 (2.47%)

資料：Ministry for Human Rights and refugees Bosnia and Herzegovina, Comparative Indicators on Refugees, Displaced Persons and Returnees, Property Laws Implementation and Reconstruction in BiH from 1991 to 30 June 2003, 2003, p.5.

表14 地区別にみた2002年の有権者名簿の民族構成

	区計	クロアチア人	ボシュニャク人	セルビア人
モスタール南区	4,279	3,297 (77.05%)	917 (21.43%)	65 (1.51%)
モスタール西区	14,253	11,212 (78.66%)	2,757 (19.34%)	283 (1.98%)
モスタール南西区	25,027	20,379 (81.42%)	4,384 (17.51%)	264 (1.05%)
中央ゾーン	1,008	278 (27.58%)	706 (70.03%)	24 (2.38%)
モスタール北区	4,307	221 (5.13%)	4,006 (93.01%)	80 (1.85%)
モスタール旧市街区	7,866	395 (5.02%)	7,287 (92.64%)	184 (2.34%)
モスタール南東区	4,865	75 (1.54%)	4,786 (98.37%)	4 (0.08%)
合計	61,605	35,858 (58.20%)	24,843 (40.32%)	904 (1.46%)

資料：International Crisis Group, Building Bridge in Mostar, Europe Report No.150, 20 November 2003, p.15.

た。それにもかかわらず、西モスタールでボシュニャク人が内戦前に近い人口比率を維持しているということは、内戦後にある程度のボシュニャク人の帰還が実現したとみることができる。そのため、西モスタールではクロアチア人への民族純化にある程度の歯止めがかかっている。これに対して、内戦前の1991年と比べて、東モスタールのクロアチア人の比率は大きく低下した。これは、東モスタールを離れたクロアチア人の多くが帰還しなかったことを示唆する。東モスタールのクロアチア人の大半は西モスタールに移動し、その後も定住した。しかし、その分だけ、東モスタールではボシュニャク人への民族純化は深まったと言える。

表14からうかがえるもう一つの側面は、セルビア人の著しい減少である。内戦前の1991年にはセルビア人はモスタールのどの区においても一定数の比率で居住していた。とくに北区と南区にはセルビア人の集落が多かった。内戦の初期にセルビア人のほとんどはセルビア人勢力の撤退に伴ってモスタールを離れたが、内戦後にモスタールに戻ってきたものはきわめて少なかった。

表15は概算での比較であるが、各民族の状況はある程度、象徴的に示している。内戦中および内戦後にクロアチア人勢力は他の地域に居住していたクロアチア人を引き寄せて、モスタールの相対的に多数を占める民族となったもようである。ボシュニャク人は外国に出国した者がいたため、内戦前に比べて人口数はやや減っているが、人口比率は大きくなっている。内戦前に主要な構成民族の一つであったセルビア人は著しく減少し、非常に少ない数になってしまった。

5 モスタールのセルビア人難民と帰還地域の現状

モスタールとその周辺部は、ボスニアの諸地域の中でも内戦による建造物の破壊がとくに著しかった地域に属する。その理由はクロアチア人勢力とボシュニャク人勢力の間で激しい戦闘があり、また民族浄化のために他民族の難民が残した住宅が略奪され、その後で放火ないし破壊されたためである。サラエヴォに本部を置く民族横断的な難民支援NGO (Unije za održivi povratak i integracije u BiH 「ボスニアにおける持続的帰還と統合のための連合」) の調査によると、モスタールでは内戦によって損傷を受けた住宅(集合住宅の建物を含む)は4765軒に及ぶといわれる。このうち2010年末までに助成を受けて再建された住宅は1820軒であり、全体の4割弱程度にとどまる。全体の6割を超える2945軒の住宅が再建の日を待っている。このうち半数を占める約1500軒はセルビア人の住宅である。これはモスタール市内だけの数字であり、周辺部地域を含めると再建の必要なセルビア人の住宅は約3300軒程度に増大する。セルビア人の住宅はクロアチア人勢力とボシュニャク人勢力の双方から略奪と破壊・放火の対象になり、とくに多くの被害を被った³²。

クロアチア人やボシュニャク人に比べて、モスタールのセルビア人の帰還は著しく遅れている。モスタールとその周辺部のセルビア人難民の帰還を支援するNGO 「モスタールへのセルビア人の帰還のための連合」(Udruženja za povratak Srba u Mostar) の活動家であるゴイコ・パンティッチ(Gojko Pantić)によると、主要な原因は次の二つ

表15 モスタールの民族別人口構成の変化

	1991		2002推計	
	人口数	比率(%)	人口数	比率(%)
ボシュニャク人	43,856	34.1	40,300	40.3
クロアチア人	43,037	34.0	58,200	58.2
セルビア人	23,846	18.8	1,500	1.5
ユーゴスラヴ人	12,768	10.1		
その他	3,121	2.5		
合計	126,628	100.0	100,000	100.0

注：1991年は人口調査の結果、2002年は国際危機グループによる概算。

である。第一に内戦中に難民となった人びとが仕事を失い、元の職場に戻るができなかったことである。モスタールではセルビア人に対しては雇用差別があり、就職の場がない。第二に破壊された住宅を再建できずにいる者が非常に多いことである。そのため、帰還を実現できた者は年金生活者や自営業者など自前の生計手段をもち、かつ運良く自宅が破壊を免れたごく一部の人びとに限られた。

パンティッチ氏によれば、セルビア人の帰還が遅れている理由はそれだけではない。モスタールが属するヘルツェゴヴィナ・ネレトヴァ県の憲法では、セルビア人はクロアチア人やボシュニャク人のように主要構成民族（Konstitutivni narod）ではなく、その他の民族として扱われている。これは一段低い位置づけであり、事実上「二級市民」のような地位にある。セルビア人は裁判所や警察官、地方公務員に採用されることはきわめてまれである。学校でもセルビア人の子どもはセルビア語やセルビアの歴史を学ぶ機会がない。このような事情があるために帰還をためらう人が若い世代に多い。とくにセルビアなど国外に逃れてそこで仕事を得た人びとはその地域で生活基盤を形成し、帰還の意欲を失っている。

しかし、その一方で帰還の意思を強固に持ち続けている人も多い。彼らはモスタールから少し離れたスルプスカ共和国側の地域に住み、住宅再建のための助成の交付をモスタール市の担当部局に

毎年申請し、住宅を再建できる日を心待ちにしている。しかし、助成を獲得する者は非常に少ない。ゴイコ・パンティッチ氏は助成の獲得者を決定する委員会のメンバーを務めているが、彼によるとセルビア人で国からの助成を獲得する者は毎年5人程度である。このペースでは一体いつになったら住宅の再建を求める者全員に助成が行き渡るのかまったく見通しが立たないという。

モスタールから南東に30キロほど離れたところにネヴェーシニェ (Nevesinje) というオープンシティナ（基礎自治体）がある。スルプスカ共和国の側に属し、人口は18,000人ほどである。この町にはモスタールからのセルビア人難民が今なお数多く居住し、内戦中に破壊された住宅を再建し、モスタールに帰還できる日を粘り強く待っている。そこで聞き取り調査をしてわかったことは、彼らの中にはこの地域の出身者やこの地域に親戚がいる者が多いことである。またモスタールでの出身集落ごとに仲間集団をもち、結束が強いことである。

私が話を聞いた人の一人であるボジダール・ゼツェヴィッチ (Božidar Zečević, 1937年生) 氏はモスタールのシェホヴィナ (Šehovina) から到来した難民である。シェホヴィナは東モスタール(モスタール北区)のセルビア人集落であった。内戦前にこの集落の町会長を務めていたゼツェヴィッチ氏は現在もこの集落出身の難民のリーダーであり、1997年にこの地域から逃れたセルビア人難民100人を率いて内戦後初めて元の居住地を視察した。彼はネヴェーシニェに生まれ、高校卒業後にモスタールの企業に就職し、市街地に近いシェホヴィナに自宅を建てた。セルビア人勢力の撤退に伴って、彼の家族はモスタールを脱出し、ネヴェーシニェの生家に戻った。内戦中に自宅は家財を略奪され、放火されていた。ゼツェヴィッチ氏は自宅の再建のための助成の交付を1998年から申し込んでいるが、2012年まで15年連続で落選を続けている。ネヴェーシニェの自宅では二人の息子(1969年生と1973年生)とその妻子も一緒に住んでいる。内戦中にセルビア人勢力に徴兵された二人の息子は戦争中に負傷し、仕事ができなくなっている。一家の収入源はゼツェヴィッチ氏の老齢年金と二



写真4 「モスタールへのセルビア人の帰還のための連合」活動家のゴイコ・パンティッチ氏

人の息子の障害年金だけである。現在彼の実家には11人の家族員が住んでいる。ゼツェヴィッチ氏がモスタールの自宅（かつて220㎡の広さがあった）の再建を強く望むのは、ネヴェーシニエの自宅が狭く、11人の家族が暮らすには非常に手狭になっているからである。

しかし、ゼツェヴィッチ氏のように避難先に自宅をもっている人はまだ幸運である。セルビア人難民の中には自宅をもたず、基礎自治体が用意した代替住宅（*alternativni smještaj*）に居住している人も多いためである。代替住宅の大半は自治体が借り上げた地元住民の住宅であり、難民は家賃の支払いを免除されるが、光熱費等を自前で支払う必要がある。たとえば、ダムヤン・マトウコヴィッチ（*Damjan Matković*, 1952年生）氏はモスタールのポトチ（*Potoci*）から到来した難民である。彼はポトチの出身であり、高校を卒業後に綿製品の製造工場に就職、ノヴァ（*Nova*）に自宅を建てた。ネヴェーシニエには親戚もいないため、彼の家族は当初は難民センターに入居していた。しかし、難民センターの閉鎖に伴って行く場所が無くなり、代替住宅として用意された間借りの部屋に移らざるを得なくなった。マトウコヴィッチも自宅の再建のための助成の交付を毎年申請しているが、これまで落選を続けている。彼自身はネヴェーシニエでは仕事はなく、妻、息子、二人の娘も定職はない。一家は主として彼の年金（月300マルク=約150ユーロ）に依存して生活をしている。

セルビア人難民のうち、モスタールからあまり離れていない地域（とくにヘルツェゴヴィナ地方）に住む人びとは定期的にモスタールに戻り、自宅の周辺がどうなっているかを点検している。しかし、長年所有者が壊れた建物を放置している区域では、自治体が周辺部を封鎖し、住民が近づけないようにしているケースもあることを何人かの難民から聞いた。たとえば、スレチコ・ラドイッチ（*Srećko Radojičić*, 1939年生）氏はシェホヴィナに壊れた住宅を所有しているが、その周辺部の区域には杭が打たれて鉄線が張られ、容易には近づけなくなっているという。

ラドイッチ氏もまたネヴェーシニエの代替住宅を間借りしている難民の一人である。彼は1999

年にモスタールに戻り、市内の難民センターを転々として自宅を再建できる日を待っていた。しかし、2005年にモスタール市内の難民センターが閉鎖されたため、ネヴェーシニエの難民センターに移った。彼が長年にわたり難民センターでの生活を続けたのは、その方が住宅再建の助成を得る確率が大きくなると考えていたからであった。その後、ネヴェーシニエの難民センターも閉鎖されたため、代替住宅の間借り人になった。当初彼の家族は妻子5人であったが、二人の息子が結婚したため、総勢13人に膨れあがった。二人の子どもは就職し、自分は年金を得ているので最低限の生活を維持している。ラドイッチ氏も毎年助成を申し込み、一日でも早く助成を受けて住宅を再建し、モスタールに戻ることを望んでいる。なおラドイッチ氏によると、内戦前にシェホヴィナでは245軒のセルビア人の住宅があり、800人を超える住民が住んでいた。このうち、2012年9月の時点で再建された住宅は5軒であり、帰還者は15人程度だという。

次にモスタールのセルビア人帰還地域の現状を紹介したい。私が最初に訪問した集落は市内から南に5キロほど離れた郊外地区のブラガイ（*Blagaj*）にあるドラチェヴィッチェ（*Dračevice*）である。内戦前の1991年の人口は809人、うちボシュニャク人525人（55%）、セルビア人142人（18%）、クロアチア人129人（16%）、ユーゴスラヴィア人9人（1%）、その他3人であった。この集落は三民族の混住地域であるが、ボシュニャク人が過半数を占



写真5 ネヴェーシニエに居住するセルビア人難民のスレチコ・ラドイッチ氏

め、セルビア人は少数派であった。内戦前にセルビア人の住宅は35あったが、内戦中にすべて破壊された。2011年7月時点で再建された住宅は10軒である。集落に常住するセルビア人は10人である。このうち、仕事をしている者は1人だけであり、残りは無職であるが、年金受給者が4人である。再建された住宅の半分は常住者がいない。

この集落の住民の一人がセルビア人難民の帰還を支援するNGO「モスタールへのセルビア人の帰還のための連合」の活動家のゴイコ・パンティッチ (Gojko Pantić) 氏である。パンティッチ氏は1942年1月生まれ、内戦前はモスタールのガラス工場でガラスを裁断する仕事をしていた。内戦中は、ビレチャ (Bileća、現在スルブスカ共和国に属するヘルツェゴヴィナ地方南部の町) に避難していた。パンティッチ氏は2000年に助成を得て住宅を再建し、帰還を果たした。これはモスタールのセルビア人難民の中でもっとも早い時期に再建したグループに属する。彼の家族は内戦前には父母、妻子3人を加えて6人いた。しかし、内戦後の10年間に父母と妻が相次いで死亡し、二人の娘は結婚して他出 (長女はビレチャ、次女はベオグラード) した結果、現在は一人暮らしになっている。唯一の収入源は月300マルク (約150ユーロ) の年金である。

パンティッチ氏によると、せっかく住宅を再建し、帰還を果たしても、モスタールでは就職できないために若い世代は戻ってくることができな

い。そのため、実質的な帰還者は自分のような高齢の年金生活者だけになる。しかし、その高齢者も死亡するか、自立した生活ができなくなって外に出て行くことになるため、空き家になってしまう。パンティッチ氏が持続的な帰還のための第一条件として雇用機会の確保を強調するのはこのためである。

二番目に訪問した集落は市内から5キロ北に離れた郊外地区のラシュタニ (Raštani) である。内戦前の1991年にこの地区の人口は1451人であり、民族構成はボシュニャク人380人(26%)、セルビア人659人(45%)、クロアチア人326人(22%)、ユーゴスラヴィア人60人(4%)、その他26人であった。セルビア人の住宅は220あり、内戦中にすべて破壊された。しかし、2011年7月までに再建された住宅は88、4割程度が再建されている。2011年7月のセルビア人の常住者は137人、このうち仕事をしている者は13人、年金受給者が47人である。この地区が前述の地区 (ドラチェヴィッチェ) と異なるのは常住者が多く、多少とも活気があることである。仕事をもつ若い世代の者が13人いて、学校に通う子どもが15人いる。ただし、仕事をしている13人のうち、12人は自営業または非正規の雇用者であり、正規の雇用者は1人だけである。常住者の大半は年金生活の高齢者世帯であり、子どもは同居していないケースが多い。たとえば、ズドラフコ・カンディッチ (Zdravko Kandić、1938年生) は妻と二人暮らしの年金生活者であり、長男 (1971



写真6 ドラチェヴィッチにあるゴイコ・パンティッチ氏の自宅



写真7 ドラチェヴィッチに残る破壊された住宅

年生)はドイツのミュンヘン、次男(1976年生)はヘルツェゴヴィナ地方南部のトレビニェで仕事と家庭をもっている。

以上の二つ(ドラチェヴィツェとラシュタニ)はモスタールの郊外地区の集落であるが、市内の状況も述べておきたい。私が訪問したのは市内の北部にあるヴラプチッチ(Vrapčići)という住宅地区である。現在ここはボシュニャク人が実質的に支配する東モスタールの地区にある。内戦前の1991年にこの地区の人口は3464人であり、民族構成はセルビア人1952人(56%)、ボシュニャク人802人(23%)、クロアチア人485人(14%)、ユーゴスラヴィア人148人(4%)、その他77人であった。内戦中にこの地区のセルビア人の住宅はすべて破壊された。かつてのセルビア人の居住地帯には現在も破壊された住宅があちこちに放置されているが、きれいにペンキを塗られた立派な住宅も多くみられる。しかし、セルビア人難民の帰還を支援する「モスタールへのセルビア人の帰還のための連合」の活動家であるヴラード・ヴチッチ(Vlado Vučić)氏によると、これらはボシュニャク人の住宅である。住宅を再建できないセルビア人難民の中には土地を手放した者もいる。この地区は中心街に近接し、立地条件がよいために需要がある。しかし、そのためにこの地区ではボシュニャク人が増えているという。

この地区のセルビア人帰還者の住宅は山の中腹にあり、居住条件が悪い場所にある。たとえ



写真8 ヴラプチッチ地区にあるアンテリ氏の再建された住宅

ば、前述のヴチッチ氏の住宅は山側の小道を数百メートル横に行ったところにある。ヴチッチ氏は1947年にこの地で生まれ、大学を卒業後にモスタールの機械工場で技術者として就職した。内戦中はセルビア人勢力が支配していたネヴェーシニェに逃れたが、2002年に住宅を再建し、帰還した。この間に父母は死亡し、弟の家族はオランダで生活している。彼自身は生涯独身であり、父母の死亡によって一人暮らしになった。現在は年金生活である。またヴチッチ氏の知人のマノイ・アンテリ氏(Manoj Antelj, 1953年生)の住宅も山の中腹にある。アンテリ氏は2009年に住宅を再建し、帰還を果たした。現在は妻のミレーナ(Milena Antelj, 1955年生)と二人暮らしであり、年金生活をしている。二人の息子は避難先であったガチコ(Gacko)で働いているので同居していない。助成で再建できるのは最低限の居住条件であり、アンテリ氏の自宅は外装が加えられていない。それでもアンテリ夫妻は自宅を再建し、元の居住地に帰還できたことを非常に喜んでいる。このことは大変印象的であった。

6 バニャ・ルーカの民族浄化とその影響

バニャ・ルーカ(Banja Luka)は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの二つの構成体の一つであるスルプスカ共和国の実質的な首都である³³。内戦前の1991年の人口は195,692人、サラエヴォに次ぐ大きな都市である。民族構成はセルビア人106,826人(55.6%)、クロアチア人29,026人(14.8%)、ボシュニャク人28,558人(14.6%)、ユーゴスラヴィア人7,626人(3.9%)であった。セルビア人が過半数を占めるが、クロアチア人やボシュニャク人も一定の割合を占めていた。町を中心部にはセルビア正教会の大聖堂とカトリック教会の大聖堂が至近距離で対峙し、周辺部にはイスラム教のモスクが点在する。この町はサラエヴォやモスタールと同様に三民族が共住する多文化都市であった。

バニャ・ルーカがサラエヴォやモスタールと異なるのは前線から離れていたため、内戦中に戦闘がなかったことである。そのため、市街地は損傷

を受けなかった。しかし、他の地域と同様に厳しい民族浄化が実行された。標的にされたのは非セルビア人、とくにクロアチア人とボシュニャク人である。

内戦が始まるとあらゆる職場ではセルビア人でない者は解雇された。非セルビア人の年金受給者に対しては年金の支払いが停止された。周辺の農村部では無頼の暴力集団が徘徊し、クロアチア人やボシュニャク人の住宅に押し入って住民に暴力をふるい、金品を強要した。市内でも路上で非セルビア人、とくにボシュニャク人が暴行を受ける事件が頻発した。カトリック教会は嫌がらせを受け、イスラム教のモスクはすべて打ち壊された。地元の警察はこのような行為を黙認していた。セルビア人でない男性で兵役可能な年齢層の者は奉仕労働を強要された。彼らの多くはセルビア人勢力の部隊に配属され、重労働や汚れ仕事に従事させられた。彼らの中には敵方の攻撃を受けて死傷する者もいた。恐怖を感じた非セルビア人の市民の中にはバニャ・ルーカを脱出する者が続出した³⁴。

内戦の末期に民族浄化が徹底される事態が発生した。クロアチアから大量のセルビア人難民が到来したことである。1995年8月にクロアチア政府軍はクロアチアのセルビア人勢力の占領地域に総攻撃を仕掛けた。セルビア人勢力と支配地域に居住していた住民は一斉にクロアチアを脱出し、隣接するボスニアのセルビア人勢力の支配地域に入った。クロアチアから到来した人びとは20万人を超えるといわれ、町は一時セルビア人難民であふれかえった。彼らの大半はセルビアに向かったが、一部の集団はバニャ・ルーカに定住を決めた。セルビア人難民は町を去った非セルビア人が残した住宅を勝手に住み着いたが、それだけでは住宅が足りないので、一部の難民は居住者がいる非セルビア人の住宅に押し入った。とくに大きな被害を被ったのはボシュニャク人の住宅である。彼らは非セルビア人の居住者を脅迫し、無理矢理に立ち退かせた。こうして最後まで残っていた非セルビア人の住民のほとんどが住居を追い出されることになった。

1995年12月に内戦は終結したが、スルプスカ共

和国では1996年にセルビア人難民による非セルビア人の不動産の占拠を保護する法律（「放棄された財産の利用に関する法律」）が制定され、非セルビア人は内戦中に失った不動産を取り戻すことが事実上不可能になっていた。スルプスカ共和国では不動産返還のプロセスが実質的に動き始めたのは1998年12月にこの法律を無効とする法律が制定され、さらにその後上級代表が出した一連の決定によってこの法律の不備や不足が除去された2000年以降であった。しかし、不動産返還の実現の速度は緩慢であり、それはクロアチアからのセルビア人難民を多く抱えるバニャ・ルーカではとくにそうであった。たとえば、2004年11月末に不動産返還請求の手続きが完了した比率はスルプスカ共和国全体では92.97%に達していたのに対し、バニャ・ルーカの比率は81.30%にとどまっていた。

しかし、それでもその後の不動産返還の進行によって現在では不動産返還のプロセスはほぼ完了したと見てよい状況にある。非セルビア人住民の住宅を占拠していたセルビア人難民に対してスルプスカ共和国政府は代替住宅を提供し、立ち退きを容易にした。さらに政府はバニャ・ルーカの郊外に住宅地を開発し、土地を無償で貸与してセルビア人難民の住宅取得を進める政策をとっている。

次の問題は、町を追い出された非セルビア人住民の帰還はどの程度進んだかである。表16はこの20年間のバニャ・ルーカの人口と民族構成の変化を示している。一目瞭然の事実はセルビア人の数が大幅に増加した一方で、非セルビア人の数は著しく減少したことである。セルビア人の人口はこの20年間に倍増し、構成比率は93.9%になった。これに対し、ボシュニャク人は3分の1に減少、クロアチア人は1991年の13%程度に減少した。この結果をどうみるか。現地で難民や帰還者の支援をしているNGOに取材した結果を紹介したい。

まずボシュニャク人を主体とする組織が「バニャ・ルーカへ帰還した市民の連合」(Udruženje građana povratnika u Banjaluku)である。団体の代表はケマル・グーニッチ(Kemal Gunić)氏である。この団体の調査と集計によると、2011年末の

ボシュニャク人の人口10,071人のうち、3200人はこの20年間ずっとバニャ・ルーカにとどまった人びとである。彼らの多くはセルビア人によって住宅を追い出され、ホームレスの生活を余儀なくされながらも市内にとどまったフローテル（floter、漂流民）と呼ばれた人びとである³⁵。

グーニッチ氏によると、バニャ・ルーカに帰還した者にとって最大の問題は就職の機会がないことである。セルビア人の私企業はボシュニャク人をまったく雇用しない。帰還者にせよ、新規の学卒者にせよ、境遇は同じである。バニャ・ルーカ大学の経済学部を首席で卒業したボシュニャク人の女子学生がいたが、どの企業も採用しなかった。他方、公共セクターでの採用も極端に低い。バニャ・ルーカはスルプスカ共和国の実質的な首都であり、ボスニアで二番目に人口が大きい都市である。しかし、共和国政府と市役所に勤める職員1466人のうち、ボシュニャク人とクロアチア人はわれわれの2009年の調査ではわずか38人であっ

た。このうち、帰還者は9人である。憲法が保障する三民族の同権性を踏まえると、公共セクターで働くボシュニャク人とクロアチア人の数はずっと多くいてよいはずだとグーニッチ氏は述べる。

表17と表18はバニャ・ルーカの学校の民族別の生徒数および教職員数である。これをみると、ボシュニャク人とクロアチア人の教職員数は非常に少ないが、その比率をみると現在の生徒の民族構成の比率を反映しているとみることもできる。しかし、これらの大半はバニャ・ルーカにとどまったボシュニャク人とクロアチア人である。「バニャ・ルーカへ帰還した市民の連合」の調査によると、ボシュニャク人とクロアチア人の教職員のうち帰還者は、初等教育の教員が2名、中等教育の教員が7名に過ぎなかった。職員では帰還者の採用は皆無であるという。

このように私企業と公共セクターの双方で非セルビア人の帰還者は事実上、厳しい雇用差別に遭遇している。このような差別の解消は引き続き政

表16 バニャ・ルーカの民族別人口構成の変化

	1991		2011	
	人口数	比率(%)	人口数	比率(%)
セルビア人	106,826	54.59	209,549	93.90
ボシュニャク人	28,558	14.59	10,071	4.10
クロアチア人	29,026	14.83	3,699	1.60
ユーゴスラヴィア人	23,656	12.09		
その他	7,626	3.90	960	0.40
合計	195,692	100.00	225,279	100.00

注：1991年は人口調査の結果、2011年はUdruženje građana povratnika u Banjalukuがおこなった集計結果。



写真9 「バニャ・ルーカへ帰還した市民の連合」代表のケマル・グーニッチ氏



写真10 「バニャ・ルーカへ帰還した市民の連合」のオフィスにて

府に求めていく必要があるとゲーニッチ氏らは考えているが、すぐに改善するとは思えない。そのため、「バニャ・ルーカへ帰還した市民の連合」は自ら企業を設立し、ボシュニャク人やクロアチア人を採用する計画を進めている。すでに土地を確保し、2012年8月には起工式をおこなった。ただし、資金が不足しているため、工事は中断している。日本政府を含めて多方面に助成金を申請しており、資金を得るごとに段階的に建設を進めていくという。

「バニャ・ルーカへ帰還した市民の連合」はバニャ・ルーカの南西部にあるノヴォセリヤ(Novoselija)と呼ばれる地区にある。ここはバニャ・ルーカの伝統的なボシュニャク人の居住地の一つであり、イスラム教の寺院が二つある。この地区はヴルヴァス川に沿って細長く広がり、その東西の岸が住宅地になっている。この地区には内戦前に300戸を超える住宅があり、1500人超のボシュニャク人が住んでいた。現在住宅数は変わらないが、人口数は激減した。2011年末にボシュニャク人はヴルヴァス川東岸で38人、西岸で47人である。その大半は年金生活の高齢者である。この地区に住んでいたボシュニャク人は第三国に難民として庇護を求め、そこで国籍を得て定住した者が非常に多い。しかし、彼らは自宅をそのまま残し、多くの人びとは毎年夏休みに家族を伴って

帰国する。そのため、毎年夏休みの時期になるとこの地区は里帰りの人びとで活気づくが、それ以外の時期は人気が無く閑散としている。

次にクロアチア人の支援団体には「バニャ・ルーカのクロアチア人のコミュニティ」(Zajednica Hrvata Banja Luka)がある。それは2010年6月に設立された新しい団体であり、現在100名を超える会員がいる。団体の代表はイーヴィツァ・ジュイッチ(Ivica Dujčić)氏である³⁶。

ジュイッチ氏もまた就職難が帰還を困難にする最大の障害だと指摘する。バニャ・ルーカでは私企業にせよ、政府ないし市役所の職員にせよ、求人に応募してもクロアチア人は採用されることがない。しかもジュイッチ氏の話では、クロアチアやヘルツェゴヴィナから来たクロアチア人経営の企業も地元のクロアチア人を採用しようとしなない。そのため、バニャ・ルーカを去った者の中で帰還する者は非常に少ない。それでも避難先で就職し、生活を再建できた人びとは幸運である。ジュイッチ氏らが最大の問題と考えるのは、内戦中もバニャ・ルーカに残った人びとや比較的早期に帰還した人びとの多くが最底辺の生活を強いられていることである。

たとえば、私が話を聞いた人の一人にZ・G氏がいる。G氏は1949年にサラエヴォで生まれ、バニャ・ルーカ大学電気工学部を卒業し、この町の

表17 バニャ・ルーカの生徒数

	ボシュニャク人	クロアチア人	セルビア人	ロマ人	その他	合計
初等教育生徒数	216	118	13,969	20	70	14,373
中等教育生徒数	151	142	10,379	6	155	10,833
合計	367	260	24,348	26	225	25,206
比率(%)	1.5	1	96.6	0.1	0.9	100

出所：Udruženje građana povratnika u Banjaluku, Izvještaj o radu za 2011,

表18 バニャ・ルーカの教職員数

	ボシュニャク人	クロアチア人	セルビア人	ロマ人	その他	合計
初等教育教員数	26	36	849	0	14	925
初等教育職員数	3	5	359	0	3	370
中等教育教員数	10	27	624	0	15	676
中等教育職員数	3	6	228	0	4	241
合計	42	74	2060	0	36	2212
比率(%)	1.9	3.3	93.1	0	1.6	100

出所：同上。

企業に技術者として就職した。バニャ・ルーカ生まれの女性と結婚し、息子が二人いる。内戦中の1993年にG氏は企業を解雇され、1994年にアパートメントの居住権を取り消された。すべてクロアチア人であるためである。内戦後に元のアパートメントを取り戻すことができたが、失業状態は続いた。幸いG氏は2003年に元の企業に復職できたが、2006年にこの企業は倒産した。以後は再び失業状態になる。現在（2012年3月）は夜間に工場の警備員の仕事をし（日給10マルク＝5ユーロ）、日中は日雇いの仕事（日給30マルク＝15ユーロ）をする以外に収入源がない。ただこれも不規則な仕事であり、多くて週に二、三日程度である。アパートメントには妻子と妻の母の5人が暮らしている。G氏は晩婚であり、長男はバニャ・ルーカ

大学哲学部に在学、次男はまだ初等教育に通う。一家の最大の収入源は妻の母が受給する月486マルク＝243ユーロ）の年金である。しかし、妻の母の年金の半分は光熱費や電話代などで消え、残りの大半は食費と子どもの学費で消えるとのことであった。

もう一つの大きな問題は若者が就職難で将来に希望を見いだせないことである。たとえば、Zさんは1984年生まれ、2009年にバニャ・ルーカ大学土木建築学部を卒業したが、まだ定職に就いた経験がない。現在は「バニャ・ルーカのクロアチア人のコミュニティ」でボランティアをしながら、就職の機会を待っている。もっとも、セルビア人も就職難であり、多くの若者が空きポストを待っているため、相当強力なコネクションがないと就職できないという。もう一人のBさんは1987年生まれ、バニャ・ルーカ大学法学部を2011年に卒業した。彼女は非常に幸運なことにジュイッチ氏の紹介により、バニャ・ルーカに進出したクロアチアの実業家の会社に就職した。これは非常に例外的なことであったが、まもなくこの実業家はバニャ・ルーカの事業を閉鎖し、彼女は職を失った。ジュイッチ氏によると、大学を卒業して就職できないクロアチア人の若者は彼が知っているだけでも10数人はいるという。

このように苦境にあるバニャ・ルーカのクロアチア人に光明を与えているのは教会である。バニャ・ルーカにはカトリックの司教座があ



写真11 連合のオフィスの近くにあるイスラム教寺院



写真12 バニャ・ルーカ東部のデスナ・ノヴォセーリヤのボシュニャク人居住地区



写真13 「バニャ・ルーカのクロアチア人のコミュニティ」代表のイーヴィツァ・ジュイッチ氏

る。司教のフランニョ・コマーリツァ（Franjo Komarica）はバニャ・ルーカの帰還者の窮状に深い同情を示し、司教座に附属する福祉事業組織のカリタス（Caritas）の職員（約110人）の中に多くのクロアチア人を採用している。

その一人にイワンカ・ケラヴァ（Ivanka Kelava）さんがいる。彼女は1962年にバニャ・ルーカに生まれ、バニャ・ルーカ大学経済学部を卒業後、地元企業に就職し、経理の仕事を担当していた。内戦中は1992年に弟と共にドイツのミュンヘンに逃れた。このとき、両親は妹の家族と共にクロアチアの首都ザグレブに避難し、一家はばらばらになった。彼女はミュンヘンでは小学校の給食を作る仕事をしていましたが、1998年に両親と暮らすためにザグレブに引っ越した。ザグレブではクロアチアの鉄道会社に就職し、経理の仕事を担当した。通常のケースではこのような人びとはクロアチアに定住することになるのだが、彼女の場合はカリタスの仕事を得ることができたのでバニャ・ルーカに戻ってきた。この間にアパートメントの居住権を取り戻し、現在は内戦前に住んでいた住宅に住んでいる。ただし、高齢の両親を見舞うため、頻繁にザグレブに戻っている。

私が話を聞いた人の中でもっとも明るい雰囲気を感じた人物はイーゴル・ルケンダ（Igor Lukenda）氏である。彼は内戦の最中の1993年1月に両親と共にバニャ・ルーカを脱出し、第三国へ逃れた。その際に両親はスイスに庇護を求めたが、ルケンダ氏はオーストリアに向かった。兄が1年

前にインスブルックに来ていたからである。1994年に彼はインスブルック大学神学部に入学、1997年に心理学に専攻を変更し、2001年に大学院に進学した。彼の兄は1998年にインスブルック大学工学部を卒業、この間、兄は学業と併行してインスブルックの自治体の現業労働者として働いていた。その後兄は2003年にオーストリアの企業に就職し、そこで定住している。他方、1995年に両親はクロアチアのプラシュキ（Plaški）に移住した。そこはクロアチア政府軍の総攻撃によってセルビア人勢力が退去した町であった。彼らはバニャ・ルーカに戻る意思はなく、クロアチアに定住している。ルケンダ氏は2004年に大学院を修了後、2005年にカリタスのプロジェクトのスタッフに採用され、バニャ・ルーカに戻った。彼の場合には兄と同様にオーストリアで就職するという選択肢



写真15 バニャ・ルーカのカトリック教会と大聖堂



写真14 クロアチア人帰還者のイーゴル・ルケンダ氏



写真16 バニャ・ルーカのカリタス本部

もあったが、カトリック教会の仕事を助けたいという気持ちが強かった。そこでバニャ・ルーカの司教コマーリツァに相談をし、カリタスのプロジェクトに応募した。2011年にオーストリア政府とカリタスの助成によりバニャ・ルーカに高齢者介護の専門学校が開設された。ここでは当面4年間の試行される教育研修プログラムが開講され、毎年25名の修了者を出す予定である。現在彼はこの学校の校長を務める。彼はカリタスで働くチェコ人の女性と結婚し、二人の子どもをもつ。ルケンダ氏は帰還者というよりも、明確な目的をもって到来した移住者といった方がよい人物である。彼の話によると、国外に逃れたクロアチア人の中でバニャ・ルーカに戻りたいと考える若者は多くいて、カリタスや彼のオフィスには常に仕事の照会があるという。

もっとも、「バニャ・ルーカのクロアチア人のコミュニティ」代表のジュイチ氏の話によれば、カリタスはクロアチア人だけを採用しているわけではなく、セルビア人も採用している。またそもそも職員の数は限られているので、カリタスの雇用だけではバニャ・ルーカのクロアチア人の就職難を解消できない。しかし、カトリック教会の支援は非常にありがたく、もしそれがなければバニャ・ルーカのクロアチア人は絶望的になっていただろうと述べる。ジュイチ氏自身もカリタスの事業に非常勤のスタッフとして加わり、施設の建築関係の仕事を担当し、若干の報酬を得ている。また団体がオフィスとして使用している部屋はカリタスから無償で貸与されているものである。

7 マイノリティの帰還：到達点と今後の課題

2007年10月にUNHCRのボスニア代表部はボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるUNHCRの活動とデイトン和平協定の付属文書7（「難民・国内避難民に関する協定」）の履行の状況を総括し、今後の課題を指摘する文書を公表した。いくつか重要な指摘があるので、少し紹介したい。

この文書は、内戦中に移住を強制された人びと220万人のうち、2007年9月の時点で446,215人の

難民と577,750人の国内避難民が帰還の権利を行使したと述べている。しかし、興味深いのはこの数字の解釈である。UNHCRは、この数字はそれだけの数の人びとがデイトン和平協定の付属文書7が定める目標に沿って内戦前の元の住居に戻ることができたことを強調しながらも、実際に元の住居に戻った人びとはこの数をかなり下回るだろうと述べていることである。

UNHCRは続けてこう述べる。帰還者の多くは元の居住地に恒常的に居住していない。これは主として就業先など収入を得る機会がないためである。帰還地に常住する帰還者は年配の人びとに偏り、また農業で自活できる農村地域に多い。若い世代の多くは出身の地域では得難い良好な教育機会、社会的機会、経済的機会に惹かれ、避難先の地域に留まっている。人びとは自分が属するエスニック・グループの中で生きることができる地域に留まるか、そこへ移動する傾向がある³⁷。

UNHCRは難民・国内避難民の帰還プロセスは2005年までにほぼ完了したと考えている。他方、帰還をせずに避難先の地域に統合されることを選択した人びとも多く、その結果、国内避難民の数は大幅に減少した。しかし、その一方でいつまでも帰還ができない人が残っていることをUNHCRは指摘する。たとえば、2005年初めに実施された難民の再登録では、合計135,503人（ボスニア連邦で61,415人、スルブスカ共和国で72,935人、ブルチコ行政区で1,153人）が国内避難民として認定された。これらの人びとの多くは様々な事情があって元の地域に帰還できない人びとである³⁸。

このような状況を鑑み、UNHCRは難民政策の修正の必要性を訴える。すなわち、これまでの国内外の支援プロジェクトは主として難民の帰還に重点を置き、これを促進するために損傷した住宅の再建を助成し、帰還地域のインフラストラクチャを復元してきた。その反面、帰還できない人びとのニーズは置き去りにされてきた。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの社会保障制度は不十分であり、適切な立法措置、制度や機構、財源が不足しているために機能していない。過去の迫害や虐待のトラウマや生活上の困窮のために帰還できない人びとは最大の社会的弱者である。それゆえ、

今後はこのような人びとの支援をもっと充実させる必要があるとUNHCRは述べる³⁹。

上記のUNHCRの見解をどうみるか。いうまでもなくUNHCRは最前線に立って難民支援を実施してきた国際機関であり、経験に裏打ちされた主張は非常に説得力がある。彼らが指摘する難民の帰還の実態は多くの研究者の調査の結果に一致し、私もまた現地調査でそのような傾向を確認している。それゆえ、もっぱら元の居住地への帰還を支援することに重点を置いていた従来の難民政策を、人びと多様なニーズに応える政策に転換すべきだという主張は基本的に正しい方向を示していると私も考える。難民の中にはそもそも元の居住地に（公有住宅の居住権を含めて）持ち家を保有していなかった人びとも多くいるわけであり、そのような人びとは住宅再建の助成政策では救済することはできない。このような人びとに一部重なる形で、過去の迫害や虐待のトラウマのために帰還できない人びとや病気や高齢によって自立した生活ができないために元の居住地に帰還できない人びとが難民センターなどに国内避難民として滞留している。今後の難民政策はこれらの人びとのニーズに沿った支援を提供すべきだという主張には私もまったく同感である⁴⁰。

以上の事柄を認めた上で、UNHCRが触れていない問題をいくつか述べたい。その第1は難民の帰還のプロセスはまだ終わっていない地域もあることである。このことはモスタールとその周辺地域出身のセルビア人難民に対する聞き取り調査から私が実感したことである。すでに述べたように、彼らはモスタールに隣接するセルビア人勢力の支配地域（スルプスカ共和国のネヴェーシニェ）に居住し、住宅再建の助成を獲得して破壊された住宅を再建し、モスタールに帰還できる日を心待ちにしている。彼らが毎年住宅再建の助成を申し込んでいるのは、UNHCRがいうように帰還のためではなく、避難先で提供される代替住宅の入居資格を維持するためか、再建された住宅を売却したり別宅として使用したりするためなのだろうか。もちろんそのような人もいるかもしれないが、大半の人びとはそうではないと確信する。私はネヴェーシニェでモスタールとその周辺地域出身の

多くのセルビア人に話を聞いたが、彼らはすべて元の居住地への帰還を心底から望んでいるように見えた。

彼らはなぜそれほど帰還を望むのか。これには二つの理由があると私は考える。一つはかつて住んでいた地域への郷愁が非常に強いことである⁴¹。この思いは年配の人びとにとくに強い。もう一つの大きな要因はネヴェーシニェとモスタールとの地域的な格差である。ネヴェーシニェはこれといった産業もない地方都市である。しかも高地にあり、冬は厳しい。これに対し、モスタールはヘルツェゴヴィナ地方の最大の産業・行政都市であり、市内には歴史的・文化的なモニュメントも多い観光都市である。平地にあり、気候も温暖である。セルビア人に対しては雇用差別があり、企業や公共セクターでの就職は困難であるが、インフォーマルセクターではそれなりに就労や起業の機会（たとえば各種の自営業やサービス業）がある。ギムナジウムや総合大学など高等教育施設もあり、子どもに高等教育を受けさせることが可能である。国内外の援助を受けて公共サービスや医療施設も充実している。交通の便も非常によい。このような経済的な機会や教育の機会、都会的な暮らしやすさが人びとにとって大きな魅力になり、帰還を切望する要因を形成しているように思われる⁴²。

もう一つはマジョリティの支配地域に残留するマイノリティ住民の存在にUNHCRが言及していないことである。彼らは内戦中に居住地を離れなかった人びとと内戦後に比較的早期に帰還した人びとから構成される。本稿で紹介した事例ではモスタールのセルビア人とバニャ・ルーカのボシュニャク人およびクロアチア人がこれに当たる。彼らは避難民にならなかった人びとであるか早期の帰還者であるので、難民の支援組織であるUNHCRが彼らに注目しないのは当然のことかもしれない。しかし、もし国際社会がボスニアにおける民族浄化の結果を容認せず、このプロセスを元に戻すことを目標として掲げる場合には彼らの存在にもっと大きな注目を寄せてよいはずである。なぜなら、難民の帰還がおおむね完了した現在では、このような残留者の存在こそがその地域

の民族純化の進行に歯止めをかけ、多民族的な社会を維持することを可能にしているからである。

すでに述べたようにモスタールのセルビア人にせよ、バニャ・ルーカのボシュニャク人とクロアチア人にせよ、非常に厳しい生活条件にある。とくに雇用差別が存在し、年金などの恒常的な収入源をもたない人びとは最底辺の生活を強いられている。彼らの窮状はもはや難民政策の枠組みではなく、人権保障の観点から解決されるべき問題であるように思われる。

このようなマイノリティ住民にとって大きな問題は世代的な再生産であり、彼らの子どもたちが引き続きその居住地で生き残れるかということである。たとえば、モスタールに帰還したセルビア人の家族では子どもの世代は別の地域で仕事や家庭をもち、親世代だけの帰還というケースが多い。

他方、現地で人びとと接して感ずることは、このような困難な状況の中でも人びとは懸命に生き延びようとしていることである。また公的な支援の欠如を補うセーフティネットも存在する。たとえば、宗教組織の支援や住民コミュニティの相互扶助である。ボスニア・ヘルツェゴヴィナでマイノリティ住民はどのように生き延びているのか。このような観点から残留するマイノリティ住民の生活実態を研究する必要がある。この問題についても調査データを用意していたが、紙幅の関係上、本稿では述べることができなかつた。今後さらに調査研究を進め、次稿で詳しく論じたい。

注

1 内戦の過程では強制収容所の設置や住民の集団的殺害、女性に対する性的暴力、非戦闘員に対する無差別攻撃など重大な人権侵害および戦争犯罪が各地で起こり、報道の対象となったことも記憶に新しい。

なおユーゴスラヴィアの内戦では住民の集団的殺害が各地で起こった。ボスニアの内戦では1995年7月にスレブレニツァで起こったボシュニャク人に対する大量虐殺事件が有名である。そのため、民族浄化という言葉は異民族の集団を抹殺する行為やジェノサイドに置き換えられやすい。しかし、ユーゴスラヴィアの各地で実施された民族浄化は主とし

て民族的に同質的な支配地域を形成することを目的とした他民族の住民の追い出しであり、他民族の集団を根絶やしにすることそれ自体を目的とした行為ではない。したがって、ここでいう民族浄化とは「ある民族集団を自称するメンバーが自分たちのものだとして規定する地域から自民族以外の集団を立ち退かせること」と規定してよい (Michael Mann, *The Dark Side of Democracy: Explaining Ethnic Cleansing*, Cambridge University Press, 2004, p.15)。支配地域の人口構成を民族的に純化することが民族浄化作戦の主要な目的であり、それを達成する手段としては様々な方法が考えられる。たとえば、ユーゴスラヴィアの内戦では他民族の攻撃を逃れるために自発的に避難した他民族住民の住宅を放火・破壊し、元の居住地への帰還を不可能にする作戦も各地で展開されており、他民族住民の人口を減少させる効果的な常套手段の一つであった。この場合には他民族の住民が不在であっても民族浄化は実施されている。以上のことから、私は現地語の *etničko čišćenje* は *ethnic cleansing* よりむしろ *ethnic purifying* の語に置き換えた方が実態に合っていると考えている。

2 正式名称は「ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける和平のための包括的枠組みの協定 (合意)」 (*General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina*)。

3 ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける民族浄化のプロセスがどこまで元に戻ったのかを研究している地理学者のジェラルド・タールとカール・ダールマンは「民族浄化は成功したか?—ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるマイノリティの帰還の地理学とその意味—」という論文の中でその調査結果を次のように結論付けている。「ボスニア・ヘルツェゴヴィナがオープンシュティナ (基礎自治体) のレベルでみた場合にかつてのように多民族的社会ではないのは争う余地のない事実である。しかし、ボスニア・ヘルツェゴヴィナはアパルトヘイト的な地理学的政策 (*an apartheid political geography*) が支配的であった戦後直後の状態に比べるとはるかに多民族的な性格に戻っている。2006年のボスニアは1991年の多民族社会と1996年のアパルトヘイト社会の中間にある。少なくとも人口学的にみた場合、民族浄化は成功していないが、そのプロセスは元に戻っていない。

明確に同質的な民族のホームランドは形成されていない」(Gerard Toal and Carl Dahlman, “Has Ethnic Cleansing Succeeded? Geographies of Minority Return and Its Meaning in Bosnia-Herzegovina”, in Dayton Ten Years After : Conflict Resolution, Co-operation Perspectives, edited by Anton Gosar, Primorska, Slovenia, 2006, p.20)。

- 4 これは、デイトン和平交渉の過程においてボスニア連邦側とスルプスカ共和国側の間でこの地域の帰属について最後まで合意が成立しなかったために国際社会が出した調停策であった。
- 5 1991年まで存続したユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国では、イスラム教徒とその子孫の南スラヴ人を指す「ムスリム人」が民族区分として認められていた。しかし、旧ユーゴスラヴィアの崩壊後、ボスニア・ヘルツェゴヴィアのイスラム教徒とその子孫の南スラヴ人を指す民族区分として「ボシュニャク人」が認められるようになった。旧ユーゴスラヴィアの時代の「ムスリム人」と現在の「ボシュニャク人」の中にはイスラム教徒が多い。しかし、これらは宗教的区分ではなく、民族区分であるのでイスラム教徒でない人びとも含まれる。また「ムスリム人」は地域的な名称ではなく、旧ユーゴスラヴィアの全地域の人びとが名乗ることができたが、「ボシュニャク人」はボスニア・ヘルツェゴヴィナを出身地ないし民族的故地と考える人びとが自称する民族名である。本稿では、混乱を避けるため、旧ユーゴスラヴィアの時代のボスニア・ヘルツェゴヴィナの「ムスリム人」は「ボシュニャク人」に置き換えて叙述していることをお断りしておきたい。

なお1991年の人口調査では、ムスリム人、セルビア人、クロアチア人、ユーゴスラヴィア人の他に70のカテゴリーで人びとは自らの民族帰属を回答していた。このうちの3つは「その他」、「民族帰属を表明せず」、「不明」であるので、実質的には67の民族区分があった。このうち、1000人を超えるものは、ボスニア人(10727人)、モンテネグロ人(10048人)、ロマン(8864人)、アルバニア人(4922人)、ウクライナ人(3929人)、カトリック教徒(2266人)、スロヴェニア人(2190人)、マケドニア人(1596人)、ムスリムのボシュニャク人(1496人)、ボシュニャク人(1285人)であった。これらはまさにマイノリティ民族を

含んでいるが、私の準備不足のため、触れられていない。本稿でのマイノリティの考察は主要三民族のケースに限定されている。しかし、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは主要三民族以外の少数民族にも看過できない問題があり、今後改めて検討の機会をもちたいと考えている。

- 6 死亡者数は約25万人、行方不明者数は17000人とされる。
- 7 Komesarijat za izbeglice Republike Srbije, Stanje i potrebe izbegličke populacije u Republici Srbiji, 2008, p.2.
- 8 その算定の仕方は次の通り。デイトン和平協定締結時の難民総数220万人－国外に逃れた難民のうち2003年前半までの庇護国定住者と第三国定住者および恒久的解決策の未決定者の合計数72万人－2010年までの難民・国内避難民の帰還者総数103万人－2010年の国内避難民数11万人＝34万人。
- 9 内戦終結直後のマイノリティ民族に対する迫害と追い出しはスルプスカ共和国に属する北ボスニアとボスニア連邦のクロアチア人勢力の支配地域で頻発したことが報告されている。たとえば、北ボスニアのテスリッチ(Teslić)では、一部のボシュニャク人の難民が元の住居に戻ろうとしたことがきっかけになって、セルビア人勢力による暴力と嫌がらせが始まり、この地域に残っていたボシュニャク人数百人が避難を余儀なくされた。非セルビア人の追い出しは、同じく北ボスニアのボサンスカ・グラディシュカ(Bosanska Gradiška)、コートル・ヴァロシュ(Kotor Varoš)、プリエドール(Prijedor)、バニャ・ルーカ(Banja Luka)でも続けられた。またテスリッチ、ドボイ(Doboј)、ドゥブラヴェ(Dubrave)、ズヴォールニク(Zvornik)ではボシュニャク人に対する殺人事件が起こったが、地元の警察は真剣に捜査をした気配はなく、一人の容疑者も逮捕していなかった。スルプスカ共和国ではマイノリティ住民へのハラメントがあまりに激しいため、1996年7月にUNHCRはこの地域へのマイノリティ民族の帰還を中止した。1996年9月にはバニャ・ルーカにおけるハラメントの激しさを鑑み、UNHCRはこの地域を離れたいボシュニャク人のために安全な地域への避難を組織した。ボスニア連邦のクロアチア人の支配地域でもマイノリティ住民に対する暴力と嫌

がらせがおこなわれ、たとえば、西モスタールでは1996年1月から1997年3月までの間に80のボシュニャク人家族が住宅から追い出された。彼らが去った住宅にはたいていの場合、クロアチア人勢力の部隊の元兵士ないし現役の兵士が入居した。ボシュニャク人の支配地域ではセルビア人やクロアチア人の支配地域ほど激しいハラスメントはおこなわれていないが、ブゴイノ (Bugojno) ではクロアチア人が、サンスキ・モスト (Sanski Most) ではセルビア人が、サラエヴォの郊外地区ではセルビア人とクロアチア人が暴力や脅迫、嫌がらせを被っていたが、地元の警察はこれを黙認する態度をとっていた。以上は、International Crisis Group, *Going Nowhere Fast: Refugees and Internally Displaced Persons in Bosnia and Herzegovina*, ICG Bosnia Report No.23, 1997, p.35-36による。

- 10 内戦終結直後の難民の帰還の困難や障害については国際危機集団による上記のレポートに詳しく述べられているが、そこでは1996年は「マイノリティの帰還への妨害の年」(A year of obstruction to minority returns)であったと記されている。
- 11 The General Framework agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina, Annex 7: Agreement on refugees and displaced Persons, Article I -1.
- 12 International Crisis Group, *Minority Return or Mass Relocation*, ICG Bosnia-Report No.33, 1998, p.3.
- 13 橋本敬市、「ボスニア和平プロセスにおける上級代表の役割—ポスト・ Dayton 期におけるマンデートの拡大—」、『外務省調査月報』、2000年3号、p.56-57。
- 14 同会議の結論文書は「評議会は上級代表が以下の問題について、必要と判断した場合、拘束力のある決定を下して困難の解決を容易にするため、和平協定の解釈に関する現地での最終的な権限を行使する意向を歓迎する」と述べ、次の三つの項目を適用対象とした。1. 三民族合同機関の会合の時期、場所、議長について。2. (ある問題に関して)当事者が合意に達することができない場合に暫定的な措置を発効させる。この措置は、大統領評議会あるいは閣僚評議会がその問題に関して和平協定に合致した決定を採択するまで効力を有する。3. ボスニアおよび二つの構成体におい

て、和平協定の履行を保証し、民族合同機関の円滑な運営を保証するためのその他の措置。こうした措置には、正当な理由なしに会合を欠席する公職者や、和平協定およびその履行に際し、関与する公職者が法的に違反していると上級代表が判断した場合に対する措置も含まれる(以上、Bonn Peace Implementation Conference, 10 December 1997, Conclusion XI High Representative 2)。その後、上記の大統領評議会や閣僚評議会など中央国家レベルの行政府において「当事者が合意に達しない場合、暫定的な措置を発効させる」権限については、段階的に拡大解釈され、1990年代末には上級代表は中央国家のみならず、構成体、県、市町村(基礎自治体)のどのレベルにおいても、いかなる決定をも下すことができ、いかなる法案をも発効させることが出来るようになったといわれる(橋本敬市、前掲論文、p.59)。

- 15 International Crisis Group, *Minority Return or Mass Relocation*, p.15.
- 16 最初に開放都市として選定されたのはボスニア連邦の6つの基礎自治体(ビハーチBihać、ブソバチャBusovača、ゴラジュデGoražde、カーカニKakanj、コーニッチKonjic、ヴォゴシュチャVogošća)であり、1997年12月にスルプスカ共和国のムルコニッチ・グラードMrkonjić GradとシボヴォŠipovoが選定され、さらに1998年3月にボスニア連邦のゼニツァZenicaとスルプスカ共和国のラクターシLaktašiおよびスルバツSrbacが追加された。国際危機グループはこのうち1997年11月までに開放都市に選定されたボスニア連邦の6つの基礎自治体について、Dayton 和平協定後から開放都市に選定されるまでの期間に帰還したマイノリティの数と開放都市に選定されてから1998年3月までの期間に帰還したマイノリティの数を調べ上げた。合計数でいうと、その結果は前者の時期が1208人であり、後者の時期が582人であった。中にはゴラジュデのようにマイノリティの帰還が4人と極端に少ない自治体もあった。国際危機グループの調査によると、1997年に多くのマイノリティが帰還した地域は、サラエヴォ Sarajevo (2,300人)、トラヴニクTravnik (2,500人)、ヤイツェJajce (1,800人)、ドルヴァールDrvar (800人)であり、すべて開放都市に選ば

- れていない地域であった。以上、International Crisis Group, *Minority Return or Mass Relocation*, p.16-17.
- 17 このほかに、開放都市の選定基準が明確でなく、応募した自治体の自己推薦を重視して選定されたような印象があること、開放都市の選定後にUNHCRが適切なモニタリングをおこなっていなかったこと、資金の供与が基礎自治体の首長の口約束によってなされ、難民の帰還の実績に基づいてなされていなかったことを国際危機グループは指摘している (ibid., p.19-20)。
- 18 たとえば、 Dayton 和平協定が発効した直後の 1995年12月22日、ボスニア連邦は1992年に制定された「放棄されたアパートメントに関する法律」(Zakon o napuštenim stanovima) の改正をおこない、1996年1月6日までに返還請求手続きを開始すれば、元の居住者はアパートメントの居住権を回復できるとした。しかし、1996年1月6日を過ぎて元の居住者が居住権回復の手続きを開始しなかった場合にはそのアパートメントは永久に放棄されたとみなされ、新しい居住者に対して恒常的な居住権を付与できるとした。この法律が規定する返還手続きの申請期間はわずか16日であった。また1996年にスルプスカ共和国が制定した「放棄されたアパートメントの利用に関する法律」では、アパートメントの居住権を元の保有者が回復できるのは次の場合のみと定められた。1.現在の利用者がアパートメントを自発的に立ち退いた場合。2.現在の利用者が別の構成体で失った財産に対して元の保有者が金銭的な補償をするか、スルプスカ共和国とクロアチア共和国の協定によってしかるべきアパートメントか住宅が現在の利用者に確保され、現在のアパートメントを立ち退いた場合。しかし、このような条件が実際に実現されないことは明らかであった。以上は、Dayton 和平協定の付属文書7に従って設置された「国内避難民および難民の不動産請求に関する委員会」(The Commission for Real Property Claims of Displaced Persons and Refugees : CRPC) の指摘による (CPRC, *Hronologija izmjena i dopuna zakona o vraćanju prijeratne imovine u FBiH i RS*, 2001)。
- 19 1997年5月にポルトガルのシントラで開催された和平協定履行評議会の会合では、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける住宅の再建に関する国際社会の援助は、難民の財産権の回復のために適切な立法措置が実施されることが条件となると勧告していた (Paul Prettitore, *The Right to Housing and Property Restitution in Bosnia and Herzegovina, A Case Study*, Badil Resource Center for Palestinian Residency & Refugee Rights, 2003, p.8)。
- 20 ボスニア連邦では1998年4月に連邦議会が「一時的に放棄された市民所有の不動産に関する法律の適用を停止する法律」(Zakon o prestanku primjene Zakona o privremeno napuštenim nekretninama u vlasništvu građana) と「放棄されたアパートメントに関する法律の適用を停止する法律」(Zakon o prestanku primjene Zakona o napuštenim stanovima) を採択した。しかし、スルプスカ共和国ではさらに遅れて1998年12月に共和国議会が「放棄された財産の利用に関する法律の適用を停止する法律」(Zakon o prestanku primjene Zakona o korištenju napuštene imovine) を採択した。スルプスカ共和国の法律は私有財産だけでなく、公有のアパートメントに対しても適用されるものであった。
- 21 たとえば、スルプスカ共和国の上記の法律には他人の住宅を占拠する者を強制的に立ち退かせる規定がなかった。占拠者は異議申し立てによって返還の決定の実施を遅らせることができた。また元の所有者が住宅を取り戻すことができるのは、占有者が同時に自分の財産を取り戻すことができた場合に限定されていた (Paul Prettitore, op.cit., p.9)。
- 22 OSCE, UNMIBH, OHR, UNHCR, CRPC, *Property Law Implementation Plan Inter-Agency Framework Document*, 2000.
- 23 なお不動産の財産権の返還が最後まで難しかったのは、私の聞き取りによると次の二つのケースである。第1は内戦期間中に住宅の売却や交換を強制されが、その不当性の証明が十分にできなかった場合である。第2はボスニア連邦内でユーゴスラヴィア人民軍に所属し、その後にスルプスカ共和国の軍隊に所属したセルビア人の将校や兵士が保有していた公有住宅の居住権である。後者はボシュニャク人が主導するボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国が彼らの居住権を取り消し、接収した。
- 24 International Displacement Monitoring Centre, *Bosnia*

- and Herzegovina : Broader and improved support for durable solutions required, 2008, p.220。
- 25 Etnička obilježja stanovništva, rezultati za republiku i po opštinama 1991, Zavod za Statistiku Republike Bosne i Hercegovine, 1993.p.17.
- 26 モスタールの中で数多くのイスラム教のモスク、セルビア正教会大聖堂、スターリ・モストなど歴史的・文化的な建造物が集中し、観光客が訪れるスポットが多いのは東部地区である。それゆえ、外国から訪れた観光客は今なお残る破壊された建物の残骸や建物に残る砲弾・銃弾の跡をみて、内戦中の戦闘の凄まじさを実感できる。とくに戦闘の前線となった幹線道路付近は再建が遅れ、攻撃を受けて損傷した建物が多く残っている。ところが、幹線道路を渡り、200メートルほど進むと別世界の光景をみることができる。建物には銃弾や砲弾の跡もなく、無傷の市街地が広がる。ボシュニャク人勢力は重火器が不足し、とくに長距離砲をもたず、西部地区は砲撃による破壊を受けなかったためである。
- 27 強制収容所はモスタール市内ではサッカーのスタジアムの中や南部のヘリオドロム (Heliodrom) に作られ、その他のヘルツェゴヴィナ地方ではドレーテリ (Dretelj)、リュブシュキー (Ljubuški)、オトク (Otok) ガベラ (Gabela)、ヴォイノ (Vojno)、シュニェ (Šunje) に建設された。このような行為はジュネーブ条約に対する重大な違反であり、その他の違反や人道上の罪によってクロアチア人勢力の指導者は旧ユーゴスラヴィア国際戦犯法定に訴追された。
- 28 自暴自棄になったHVOは1994年1月にネレトヴァ川に架かる橋の一つであり、15世紀に建設された石橋であるスターリ・モスト (現地語Stari Most、英語でOld Bridge) を爆破した。この橋はその美しさから、平時には多くの観光客が集う、世界的に有名な石橋であった。同じ時期に3人のイタリア人ジャーナリストがHVOの砲撃により死亡した。国際メディアはこれらの事件を大きく報道し、悪玉に仕立てられたクロアチア人勢力はいっそう立場が悪くなった。
- 29 デイトン和平協定の後、モスタールの内部には6つの基礎自治体 (općna) が設置された。クロアチア人勢力は南区 (Mostar Jug)、西区 (Mostar Zapad)、南西区 (Mostar Jugozapad) を支配し、ボシュニャク人勢力は北区 (Mostar Sjever)、旧市街区 (Mostar Stari Grad)、南東区 (Mostar Jugoistok) を支配した。なお2004年に6つの基礎自治体は廃止され、モスタールは1つの基礎自治体となった。
- 30 HDZは非クロアチア人の帰還を阻止するため、西モスタールに到来する非クロアチア人の住民にしばしば暴力行為や嫌がらせをおこなった。それゆえ、非クロアチア人が西モスタールに入ることは危険を伴う行動であった。たとえば、1997年2月には宗教的行事のために西モスタールにあるイスラム教寺院の墓地を訪問したボシュニャク人の一行200人余がクロアチア人集団の襲撃を受け、さらにその場に居合わせた警官が発砲したことにより、1人が死亡、20人以上が負傷した。これを取材した国際危機グループは事件の経過を詳細に伝え、住民の安全の確保のために国際社会に緊急のアピールをおこなった。(International Crisis Group, Grave Situation in Mostar : Robust Response Required, ICG Bosnia Report No.19, 1997)。
- 31 しかし、新区長のイーヴィツァ・ロジッチ (Ivica Rožić) は、このような命令を実行できないとして辞表を提出した。以上、International Crisis Group, Reunifying Mostar : Opportunities for Progress, ICG Balkans Report No.90, 2000, p.39, p.41。
- 32 私は2011年7月からモスタールを4度訪問し、主としてセルビア人難民の現状について聞き取り調査を実施してきた。以下のモスタールに関する叙述はとくに断りがない限り、この調査で得られた知見やデータに基づいている。なおこれまで調査に協力をいただいたこの地域の難民支援のNGO「モスタールへのセルビア人の帰還のための連合」(Udruženja za povratak Srba u Mostar) の活動家、とくにGojko Pantić, Ranko Čvoro, Vlado Vucić, Jovan Kuzman, Miroslav Letićの各氏に謝意を表したい。
- 33 スルプスカ共和国は公式には東サラエヴォ (Istočno Sarajevo) を首都と表明しているが、共和国議会と政府をバニャ・ルーカに置いている。
- 34 Commission on human rights, Situation of human rights in the territory of the former Yugoslavia, Periodic report submitted by Mr. Tadeusz Mazowiecki, Special

- Rapporteur of the Commission on Human Rights, pursuant to paragraph 42 of Commission resolution 1995/89 of 8 March 1995.
- 35 バニャ・ルーカに最後まで残っていた非セルビア人は元々ほかに行く場所がない人びとであった。それゆえ、彼らは自宅を追い出された後もバニャ・ルーカにとどまり、ホームレスの生活を送った。具体的には彼らの多くは地下の部屋を間借りしたり、空き地や橋の下に小屋を造ったりして生活していた。
- 36 イーヴィツァ・ジュイッチ氏は1945年にバニャ・ルーカで生まれたクロアチア人である。彼は土木技師 (gradevinski inženjer) の資格をもち、バニャ・ルーカの企業に長く勤め、内戦前には管理職の地位にあった。しかし、1992年11月に解雇を通告され、その後内戦終了まで奉仕労働を強いられた。妻はセルビア人でギムナジウムの教員をしていたが、彼女もまた内戦中に職を失った。現在、夫妻の主な収入源は年金であり、ジュイッチ氏は当地では比較的多額の月500マルク (250ユーロ) の年金を得ている。ジュイッチ氏がこの団体 (「クロアチア人のコミュニティ」) を立ち上げたのは、次のような動機からである。すなわち、バニャ・ルーカでは同じくマイノリティの地位にあるボシュニャク人は市内に集中的な居住区をもち、相互扶助のコミュニティをもっている。しかし、クロアチア人はそのような居住区をもたず、市内のあちこちにばらばらに住んでいる。彼らは困難に遭遇しているだけでなく、相互に助け合いがなく、孤立している。そのため、このまま何もしないでいるとバニャ・ルーカのクロアチア人はさらに孤立を深め、やがては消滅してしまう。だから、クロアチア人の連絡・支援組織が必要と考え、このような団体を設立した。
- 37 UNHCR, Briefing Note on UNHCR and Annex 7 in Bosnia and Herzegovina, 2007, p.1.
- 38 Ibid,p.2.
- 39 Ibid,p.2. もっとも、損傷した住宅の再建のニーズは今なお大きいことをUNHCRは認めている。たとえば、2007年の時点で政府の所轄の省庁 (ボスニア・ヘルツェゴヴィナ人権・難民省) に対し43,000軒の家族が損傷した住宅の再建のための助成の供与を申し込んでいる。しかし、このことはこれらの家族が元の居住地に帰還を望んでいることを必ずしも意味しない。国内避難民の多くは避難先で供与される家賃の必要のない代替住宅の入居資格を維持するためか、元の居住地の住宅を売却するかセカンドハウスとして使用するために助成を申し込んでいるとUNHCRはみている。
- 40 ボスニアの中央政府もまた所轄の省庁 (ボスニア・ヘルツェゴヴィナ人権・難民省) を中心に難民政策の見直しに着手し、その結果、各民族の同意を得られるまで紆余曲折はあったものの、ボスニアの立法府は2010年6月に「 Dayton 和平協定付属文書7の履行のためのボスニア・ヘルツェゴヴィナの戦略の改正」 (Revidiranje Strategija Bosne i Hercegovine za provedbu Aneksa 7 Dejtonskog Mirovnog Sporazuma) を採択するに至った。
- 41 またそこには住宅以外に保有する土地があり、家族や先祖の墓地があることも多い。
- 42 モスタール出身のセルビア人難民は長らく国際社会から忘れられた存在になっていた。サラエヴォに本部を置く難民支援のNGO (「持続的帰還と統合のための連合」) は2011年2月にモスタール市内で「破壊された都市・モスタールを再建しよう (Obnovimo Mostar- razrušeni grad)」という集会を開催したが、その会場にはモスタール出身のセルビア人難民が大挙して押し寄せた。この集会にはモスタールに出張で来ていた上級代表事務所 (OHR) 代表のヴァレンティン・インツコ (Valentin Inzko) の参加が予定されていたからである。セルビア人難民は上級代表の前で生活の窮状と帰還の願いを切々と訴えた。集会後の記者会見でインツコは「3000人ものセルビア人が元の居住地に帰還を望んでいることを知り、強い衝撃を受けた」と語った (“Incko šokiran slabim povratkom Srba u Mostar”, Nezavisne Novine 25.02.2011)。これは国際社会を代表してボスニア和平の実施を進めるOHRのトップでさえモスタール出身のセルビア人難民の状態を十分に把握していなかったことを示すエピソードである。